
環境社会学会第 71 回大会

プログラム・要旨集

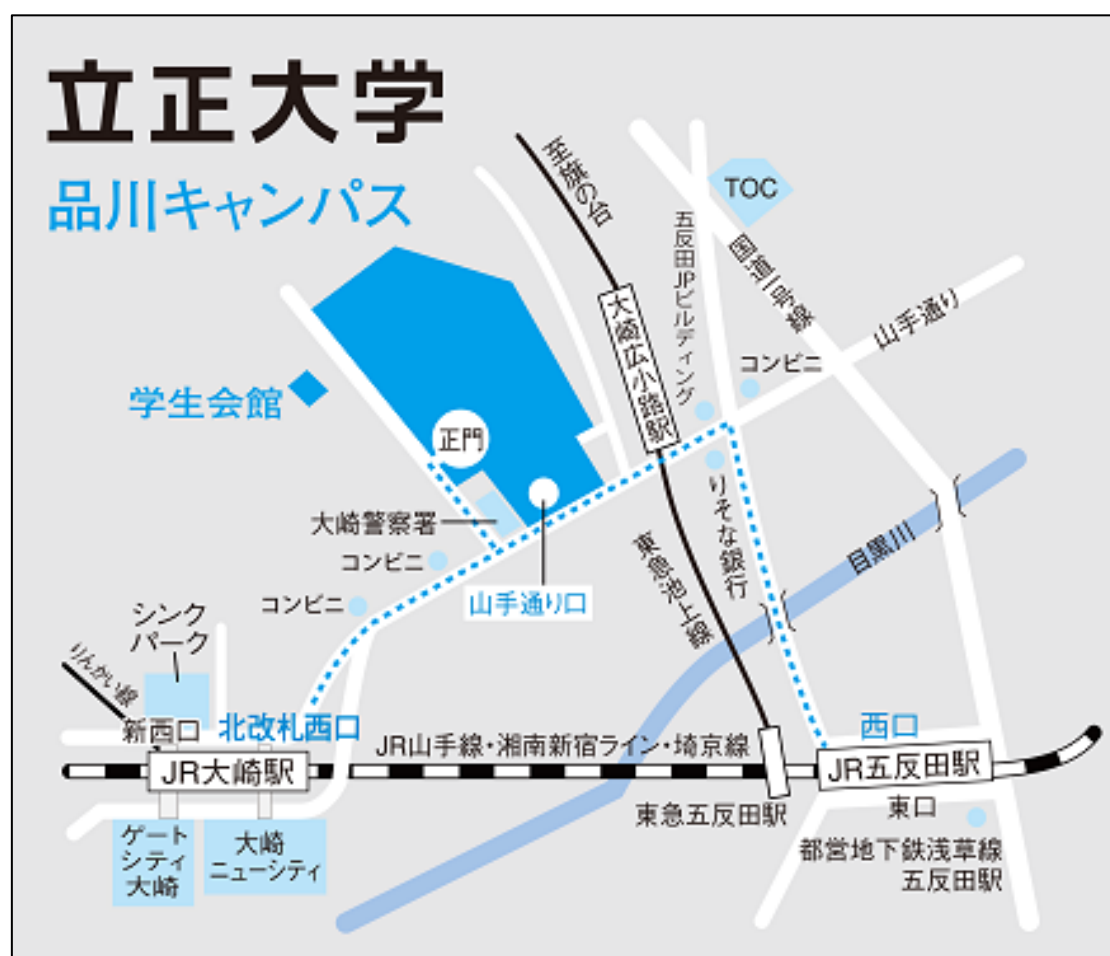
2025 年 6 月 21 日（土）・22 日（日）

立正大学品川キャンパス

アクセスマップ

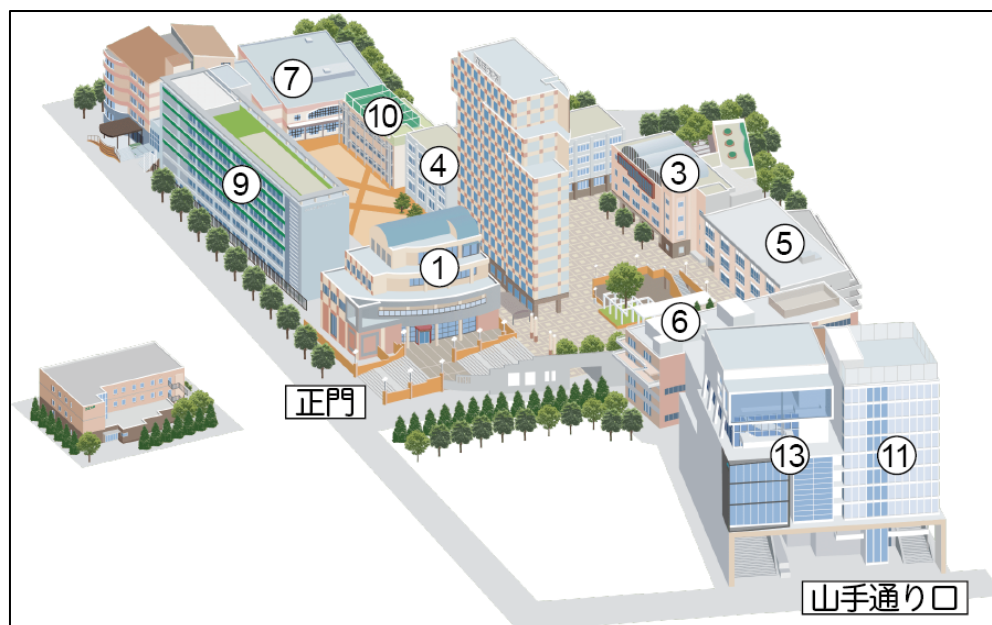
【交通案内】

- JR 山手線・埼京線・湘南新宿ライン「JR 大崎」駅から徒歩 5 分
- JR 山手線・都営地下鉄浅草線・東急池上線「五反田駅」駅から徒歩 5 分
- 東急池上線「大崎広小路駅」から徒歩 1 分



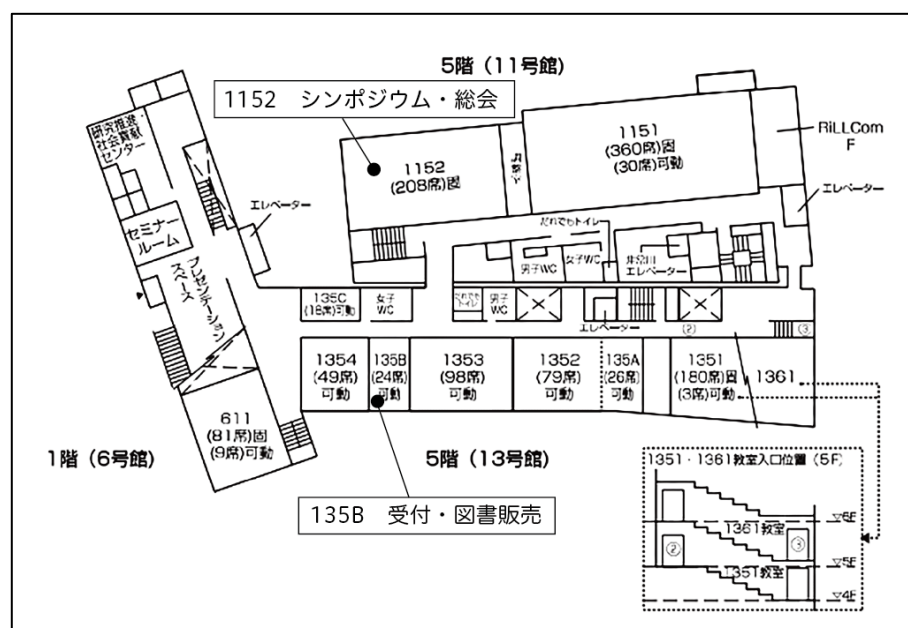
【会場案内】

- 立正大学品川キャンパス 11・13 号館（連続しています）
 - ⇒ 山手通りに面した 11 号館入口から入り、エレベーターで 5 階にあがってください。
 - ⇒ 6 月 22 日（日）は山手通りに面した 11 号館入り口のみ開門します。開門時間は 09:00 です。



【教室案内】

- 受付は 135B（オープンスペース） です。
- 21 日（土）は 1353 教室に授業が入っています。廊下等での静音にご協力ください。



【品川キャンパス・バリアフリーマップ】

- 右の QR コードからアクセスください



タイムテーブル

6月21日（土） 立正大学 品川キャンパス

- 12:30 開場・受付開始 [受付：135B]
- 13:00～16:00 シンポジウム [1152]
- 16:15～17:45 総会 [1152]

6月22日（日） 立正大学 品川キャンパス

- 09:00 開門・開場・受付開始 [受付：135B]
- 09:30～12:30 自由・実践報告部会 A [1353]・B [1352]・C [1152]
- 13:30～16:00 震災・原発事故特別委員会企画 [1353]
自由・実践報告部会 D [1352]

自由・実践報告部会プログラム

部会 A 環境リスクと地域社会 [1353]	司会：原口弥生（茨城大学）
------------------------	---------------

A-1 [自由報告]

中山敬太（早稲田大学）

「有機フッ素化合物(PFAS)汚染をめぐるリスクと不確実性の社会構造—加害と被害に対する『構造的暴力論』の観点から」

A-2 [自由報告]

齊藤由倫（高崎経済大学）

「自治体の普及啓発施策がもつ生活系ごみ削減要因の探索（1）」

A-3 [自由報告]

木村憲一郎（富士大学）

「原発事故から14年を経た福島森林利用」

A-4 [自由報告]

小原直将（関西学院大学大学院社会学研究科）

「住民参加の伴う原発事故後のまちづくりの議論の課題—『双葉町復興まちづくり委員会（平成24年度～25年度）』の決定可能性の分析」

A-5 [実践報告]

高野聡（原子力資料情報室）

「核ごみ文献調査を拒否した長崎県対馬市の住民運動に関する研究」

B-1 [自由報告]

新井雄喜（松山大学）

「水産物認証(ASC)の他地域への波及プロセスと『社会変革』における役割」

B-2 [自由報告]

西城戸誠（早稲田大学）・高崎優子（北海道教育大学）・廣本由香（福島大学）

「『八丈くさや』の変遷—『におい』と人のかかわりをめぐって」

B-3 [自由報告]

藤原なつみ（九州産業大学）・丸山康司（名古屋大学）

「有機農業を支持する消費者の多様性—小規模農園の購入者アンケート調査分析をもとに—」

B-4 [自由報告]

紀平真理子（名古屋大学環境学研究科）

「奪われた『自然』と選択される『科学』—環境言説の制度化がもたらすオーガニック給食運動をめぐる対抗運動を事例に—」

C-1 [自由報告]

白井信雄（武蔵野大学）

「気候変動への心的飽和を解消する方策—飯田市民アンケート調査の2時点比較をもとに—」

C-2 [自由報告]

杉本陽太（信州大学大学院総合人文社会科学研究科）

「太陽光発電事業の社会的受容性—長野県内自治体の応答にみる『推進』と『規制』の複雑性—」

C-3 [自由報告]

佐藤圭一（一橋大学）

「民主主義の多様性と気候変動対策の進展」

C-4 [実践報告]

木原浩貴（総合地球環境学研究所/京都府地球温暖化防止活動推進センター）

「京都府亀岡市における学校断熱ワークショップの事例—建築物の脱炭素化を目指す社会運動のひとつとして—」

C-5 [実践報告]

平岡俊一（滋賀県立大学環境科学部）

「地域脱炭素分野における中間支援組織の体制構築の活性化に向けた取り組み—『脱炭素地域づくり推進に向けた中間支援交流フォーラム』の活動報告」

D-1 [自由報告]

中原淳（京都大学農学研究科）

「不登校児の母子が農山村の森林に移動する要因―岐阜県西濃における不登校児向け『森の居場所』を事例として―」

D-2 [自由報告]

清水拓（早稲田大学文学学術院）

「『自然相手』の炭鉱労働」

D-3 [実践報告]

岩松文代（北九州市立大学）

「古木の残存から保存への認識の転換と管理方法の模索―大学敷地のシンボルツリーをめぐって―」

D-4 [自由報告]

藤井紘司（千葉商科大学）

「被爆樹木は語ることができるか―沈黙と分有の記憶論に向けて―」

自由報告・実践報告 要旨

A-1 要旨【自由報告】

有機フッ素化合物(PFAS)汚染をめぐるリスクと不確実性の社会構造 —加害と被害に対する「構造的暴力論」の観点から—

中山敬太（早稲田大学）

研究概要

本報告は、有機フッ素化合物の一種で、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物(Per- and PolyFluoroAlkyl Substances)の総称である「PFAS」汚染の生命・健康被害めぐる「リスク」と「不確実性」に分けて先行研究等を踏まえて整理し、ヨハン・ガルトゥングが提唱した「構造的暴力」論の観点から当該汚染の加害と被害のメカニズムとその環境行政上の本質的課題等を検討した内容となっている。

PFAS は多くの産業界で様々な製品・商品として利活用されてきており、1 万種類以上の PFAS 関連物質があると言われている。この PFAS の中でも、とりわけ PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）や PFOA（ペルフルオロオクタン酸）に関しては、WHO（世界保健機関）の下部組織である IARC（国際がん研究機関）の作業部会が PFOA はグループ 1（ヒトに対して発がん性がある）に、そして PFOS はグループ 2（ヒトに対して発がんの可能性ある）に分類および公表をしている状況である。実際に、血中等を含め体内に PFAS が暴露されていることが分かっている状況下において、一体いかなる具体的な人体への悪影響の懸念されているのかを、「リスク」と「不確実性」に大別して整理をすることで見えてくる環境行政上の社会構造を示す。

これらの検討内容を踏まえ、PFAS 汚染をめぐる加害と被害の構造に関して、ノルウェーのヨハン・ガルトゥングが 1969 年に提唱した「構造的暴力」論と関連させて、その問題構造における本質的な課題を見出し、環境行政上の政策的示唆を示すことを目的としている。

関連する主な参考文献

- 中山敬太(2025)「ナノ・マイクロプラスチックと PFAS の構造的問題—安全・安心行政上の『行政不作為』への対応の観点から—」『安全工学』Vol.64、No.1
- 中山敬太(2025)「非点源汚染リスクに対する不確実性行政と環境イノベーションの協創をめぐる相互補完性について—ナノ・マイクロプラスチックと PFAS を事例に—」『環境管理』Vol.61、No.2
- 中山敬太(2025)「有機フッ素化合物 (PFAS) 汚染をめぐる国と自治体の対応—リスク行政と不確実性行政の観点から—」『都市とガバナンス』第 43 号
- 中山敬太(2024)「化学物質リスクをめぐる法的予防措置の「標準化」に向けた新たな可能性—PFAS 問題の現状と課題を踏まえて—」『場の科学』Vol.4、No.2
- 中山敬太(2022)「リスク意思決定に対する不確実性情報の管理に関する有効性の検討—科学的な不確実性と社会的な不確実性の細分化の観点から—」『場の科学』Vol.1、No.3

A-2 要旨【自由報告】

自治体の普及啓発施策がもつ生活系ごみ削減要因の探索（1）

齊藤由倫（高崎経済大学）

1. はじめに

持続可能な社会の実現には、限られた行政予算をいかに効率よく未来投資に充てられるかが肝となる。それには自治体予算の数%を占めるごみ処理経費の抑制が欠かせない。自治体はごみ削減を目的に、ごみ処理有料化の導入や収集頻度の変更などの経済的・規制的手法のほか、情報的手法の普及啓発施策も行っている。しかし、施策効果の検証について情報的手法の方は知見が非常に少ない。本研究はこの普及啓発施策に焦点を当て、特に先行研究[1]から費用対効果の高さが示唆された「廃棄物減量等推進員」と「携帯電話アプリ」の2施策に注目する。前者（推進員）は自治体から住民に委嘱ができる法律上の制度で、後者（アプリ）は主に住民のごみ分別排出を支援するものである。

先行研究[1]からは、ごみの少ない自治体で特に上記2施策の促進が図られていたことまでは分かったが施策の中身は分かっていない。施策実施に至る行政内部手続にはごみ削減の重要な鍵となった段階があると考えられ、それを明確にすることは公共政策の発展にとって重要である。この明確化を最終目標に、本研究は上記2施策の行政内部手続の各段階を把握することを目的に、ごみの少ない自治体にインタビュー調査を行った。

2. 調査方法

ごみ排出原単位（一人1日当たりの生活系ごみ排出量）は人口規模が小さいほど自治体間のばらつきは大きくなる。このばらつきが自治体の施策の違いだけによって説明できれば、効果検証にとって問題はないが、しかし地域の文化や教養といった定量化しにくい社会背景も影響する可能性がある[1]。そこで、施策以外の影響に極力差が出ないように先行研究と同じく5万人以上の6自治体を研究対象とした（表1）。表2の質問項目に沿って、半構造化面接によりごみ減量を所掌する担当課を調査した。注目する2施策のほか、広く行政内部手続の特徴を捉えるために質問項目3も加えた（表2）。相手の同意を得たうえでICレコーダーに録音し、後日その逐語録を作成して相手に確認してもらった。

表1 調査した自治体の概況

自治体	人口規模	有料化 ^{*1}	生活系ごみ排出原単位(g/人・日) ^{*3}	インタビュー実施日・場所	応対者(当課在職年数)	可燃ごみ収集(回/週)	リサイクル率(%)
自治体A	約17万人	導入なし	623±21	2024(※6).10/2・役所	課長(10年),係長(5年),担当(2年)	3 ^{*4}	18.6
自治体B	約11万人	導入なし	592±14	2025(※7).3/19・役所	課長(2年),係長(3年),担当(1年)	2	28.5
自治体C	約50万人	導入なし	591±17	2025(※7).5/30・役所	(学会当日に明示予定)	3	24.8
自治体D	約37万人	45円+袋代(1996(※8).11~)	609±10	2024(※6).11/29・役所	係長(1年),担当(5年)	2	28.2
自治体E	約45万人	45円(2018(※30).2~)	541±12	2025(※7).1/22・役所	係長(1年),担当(2年),●(●年),●(18年)	2	12.9
自治体F	約11万人	21円(2023(※5).4 ^{*2} ~)	531±17	2025(※7).1/23・役所	課長(1年),担当(4年),担当(4年)	2	15.2

^{*1} 可燃ごみ用45L袋の価格を示した(有料化方式はすべて単純従量制)
^{*2} 自治体Fは2016.10~2023.3まで超過従量制(追加購入の価格20円/45L袋)
^{*3} 令和2~4年度の3か年における平均値±標準偏差(人口5万人以上の全国自治体では647±75g/人・日)
^{*4} 戸別収集方式(ただし旧市街の一部のみステーション方式。他自治体はすべてステーション方式)

表中「●」はデータ未収集により確認中を意味する(これ以降の表でも同じ)

3. 調査結果

紙幅の都合により推進員の調査結果のみ抜粋して表3に示す。自治体Bは推進員（施策①）とは別に、生ごみ処理機「キエーロ」の普及に注力する市民団体（施策②）との強固な連携が特徴的であった。担当者の主観評価が施策①で「ごみ削減意図弱い」だったのは、施策②で生ごみ削減の意図が明確だからかもしれない。同じく「ごみ削減意図弱い」だったのは自治体Eもだが、しかしここはH30から有料化を導入し、その後3年間は推進員を「ごみステーション管理サポーター」に任命して住民への適正排出の助言を依頼していた。つまり有料化導入の意義を推進員が納得していた点で、行政担当者の現評価に反しごみ削減の貢献は考えられる。

有料化導入という自治体の転換期に、役所と推進員の密な連携があったのは自治体Fでも確認された。R5に指定袋の一定枚数無償配布（超過従量制）から単純従量制に移行したが（表1）、この際、推進員が役所と住民をつなぐパイプ役として地元説明会の調整を担っていた。

他には全自治体で推進員の研修が行われていたこと、施策廃止の議論は過去無かったことなどを把握できた。

アプリに関しては配信メッセージがごみ減量よりも分別排出に関する内容が多かったこと、行政内部手続のアジェンダ設定（施策開始の動機付け）に関しては、近隣自治体の影響、市民の声、在籍期間の長い担当者による提案などさまざまであった。

4. まとめ

実施コストが低く立案の自由度が高いとされる普及啓発施策について、確かにその多様な行政内部手続の段階があることが確認できた。今後は行政内部手続の全国自治体データベースを作成して、ごみ排出原単位との関連分析から重要なごみ削減要因を探索したい。

【謝辞】調査にご協力くださいました各自治体の担当者様、および共同調査を行った群馬県庁職員の皆様に感謝申し上げます。本研究はJSPS 科研費 24K15420により実施されました。

[1] 齊藤（2023）「生活系ごみ減量化のための自治体による住民への自発的アプローチに関する研究」高崎経済大学レポジトリ

表2 インタビューガイド

- 1. 廃棄物減量等推進員について
 - 人数・任期等の最新概況
 - 募集方法、主な活動（委嘱内容）と報酬
 - 活動報告提出などの義務
 - 教育研修
 - 施策効果に対する行政担当者の主観評価
 - 事業継続ができていない理由
- 2. 携帯電話アプリについて
 - 開始時期、DL数の推移
 - アプリ導入の主目的(自治体の期待)
 - ごみ減量に関する配信メッセージ
 - 住民問合せTEL応対減少の利点
- 3. 施策実施・継続の行政内部手続について
 - 新規施策開始のアジェンダ設定
 - 施策継続に係る予算要求等の折衝
 - 関連する他部署との連携状況
 - 担当課の人事サイクル

表3 廃棄物減量等推進員の結果(抜粋)

質問項目	自治体A	自治体B (施策①)	自治体B (施策②)
人数・任期等の概況 【住民10万人当たり人員】	H3開始、約140名(女性4割)・任期2年(再任約2割、最長8年)【82名】	H17開始、103名(女性●割)・任期2年(再任率●、最長●年)【94名】	H27連携開始、8名(女性5割)・任期なし(再任率不明)【7名】
募集方法 委嘱要件	自治会に委任 要件無し	自治会に委任 要件無し	自主的な市民団体 市から委嘱無し (市との協働関係)
主な活動	市施策の周知、 $\lambda\eta\sigma\sigma$ ごみ減量化、集積場のごみ出し $\iota\lambda\lambda$ 向上(ただし戸別が主)	ごみ $\delta\sigma\lambda\eta\sigma$ の状況確認・地域環境美化活動	$\sigma\theta\lambda\sigma$ の普及・相談(市HPで広報)・相談販売会・ $\lambda\eta\sigma\sigma$ 出展
報酬/ $\lambda\sigma\sigma\sigma\sigma\sigma\sigma$	無し($\sigma\sigma\lambda$ 以前は報奨品支給)/地区祭り等の $\lambda\eta\sigma\sigma$ ごみ無料回収	定額4千円/人/年	無し
義務	活動報告書の提出(年1回→全自治会に情報共有)($\lambda\eta\sigma\sigma$ ごみ無料回収では減量計画書の事前提出)	活動報告書の提出(年3回)(全自治会に情報共有)	無し
教育研修の内容(頻度)	適正排出($\sigma\sigma\lambda$ 以前は対面1回/年、以後は資料送付4~5回/年)	推進員同士の情報交換等(2回/年)	無し
ごみ削減の貢献(行政担当者の主観評価)	活動報告書から好例を周知・市政情報の確実な伝達(市→推進員→住民)	「主な活動」に同じ(ごみ削減意図弱い)	$\sigma\theta\lambda\sigma$ の普及と継続的利用の支援による生ごみ削減
施策継続の理由	過去、終了議論は庁内で無し(←要因: 予算不要)報奨品廃止は担当課判断	●	自主的な組織であり役所は関与せず(市HPには当団体の情報が多数掲載)
条例 要綱	○(○: 明記あり)	—(—: 明記なし)	—
基本計画	○	○	—
実施計画	○	○	—

A-3 要旨【自由報告】

原発事故から14年を経た福島の森林利用

木村憲一郎（富士大学）

1. 背景・目的

東日本大震災によって、福島県内では 100 箇所以上の林地が崩壊し、600ha 以上の海岸林が消失した。東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下、事故という）では、広大な森林が放射性物質に汚染され、森林の利用に様々な制限が加えられるようになった。

あれから 14 年が経過した。崩壊した林地は公共事業で復旧され、海岸林では維持管理の問題はあるが植栽工事を終えた。地震、津波被害の復旧は当面の完了をみている。

では森林の利用はどうか。事故と林業を扱った研究では、その多くが事故後 10 年程度までを分析の対象とし（木村、2020;2021）、政策の報告に留まり（木村、2016;2025a）、現状は明らかとなっていない。一方で、新たな課題も指摘されている（木村、2025b）。

福島では林業・林産業が主要な産業とされる。きのこや山菜は各地で採取され（金子、2015）、森の恵みとして享受されてきた。森林は地域経済や暮らしにとって欠かせない存在であり、その利用の現状把握は復興半ばの福島にあっては今なお必要と考える。

本研究では、福島の森林利用の現状を明らかにし、残された課題を検討することを目的とする。

2. 対象・方法

対象は福島県、研究方法は統計情報の整理と現地の確認である。まず統計情報では、現状把握につながる利用量や利用者数などのデータをもとに、事故以降の変容を定量的に把握した。次に現地確認では、関係者へのヒアリング、開発された森林の概況調査を実施した。なお、検討は木材生産、食材利用、空間・土地利用の 3 つの視点で行っている。

3. 結果

1) 木材生産

事故直後に落ち込んだ木材生産はほぼ回復していた。大規模製材工場や木質バイオマス発電施設の進出により木材需要は拡大し、県全体の木材生産量は事故前の水準を超えていた。その内訳をみると広葉樹材は停滞し、針葉樹材は大きく増加していた。懸案だった汚染バークは、従来の産廃処理に加え、燃料材としての処理が始まっている。

福島第一原発の立地する相双地方では、木材生産量が事故前の水準に回復していなかった。その背景には施業上の制約に伴う国有林材の生産縮小、帰還困難区域が多く含まれるという地域特性があった。県全体の山元立木価格は、2016 年に全国平均価格に逆転されたままとなっていた。森林所有者の施業意欲のさらなる低下が懸念される。

2) 食材利用

きのこ栽培の主力である生しいたけの生産量は、事故前の水準を大きく上回っていた。生産量を押し上げていたのは菌床しいたけで、原木しいたけは減少が続き、生産者数は県全体で 50 名を下回るほどに減っていた。これらは全国的にみられる傾向だが、福島の減少割合は全国を上回るものとなっている。

野生のきのこや山菜では、出荷制限解除、非破壊検査など新たな検査手法の導入が試みられていた。だが、解除を受けた市町村は会津地方に偏り、品目も全体のごく一部に限られていた。栽培用資材である福島産のしいたけ原木、オガ粉の利用も大きく落ち込んだままである。なお、指標値を下回る資材であっても、福島県産の利用は避けられている。

3) 空間・土地利用

空間利用（森林散策や森林教育など）として、事故直後に落ち込んだ森林体験型施設の利用者数は回復し、森林教育を実施する学校数も増加傾向にあった。

土地利用では、事故前と異なる二つの変化が確認できた。第一に土砂採取、いわゆる土取りである。相双地方を中心に防災緑地、海岸林、宅地、田畑（置き換え含む）の造成工事が至る所で行われ、大量の土砂が必要になった。通常、森林では地上部の木材が利用の対象とされるが、地下部の土砂に注目が集まり、採取の対象となったのである。里山には、土取りの名残として緑化されず、茶色い山肌が露出する風景が広がっている。

第二にメガソーラーについてである。県による「再生可能エネルギー先駆けの地」の掛け声のもと、県内では太陽光発電が積極的に導入され（木村、2025b）、全国一の集積地となった。メガソーラーの問題は以前から指摘されていたが、森林が発電施設の適地とされ、ここ数年で大規模な森林開発が本格化した。その結果、造成工事に伴う景観の悪化や土砂災害への懸念が広がり、ずさんな工事が増え、大きな社会問題となっている。

原子力依存からの脱却が、皮肉にも福島の森林開発を助長させている。このことは間接的にはあるが、事故に伴う政策の影響によるものとも言える。

4. 考察・まとめ

このように、福島では木材生産と空間利用はほぼ回復していた。一方、食材利用、山元立木価格、帰還困難区域は事故前の状況に戻っておらず、土地利用では新たな問題が浮上していた。このことは残された課題の一つになると考えられた。

森林においても事故の影響は中長期的に及ぶと思われる。農業や漁業に比べて等閑視されやすい分野であるが、引き続きこの問題に関心を持ち、研究を続けていきたい。

引用文献

- 金子祥之, 2015, 「原子力災害による山野の汚染と帰村後もつづく地元の被害—マイナー・サブシステムの視点から—」『環境社会学研究』21: 106-121.
- 木村憲一郎, 2016, 「東日本大震災が福島県相双地方の林業・木材産業に与えた影響と森林・林業行政の取組み」『林業経済研究』62(3): 68-77.
- 木村憲一郎, 2020, 「原発事故が福島県の木材需給に与えた影響と林業・木材産業の現状」『日本森林学会誌』101(1): 7-13.
- 木村憲一郎, 2021, 「原発事故が特用林産物の生産・流通に与えた影響と今後の研究課題」『日本森林学会誌』103(1): 13-21.
- 木村憲一郎, 2025a, 「シリーズ—林業行政マンとしての仕事を振り返って(1)—」『山林』1688: 32-35.
- 木村憲一郎, 2025b, 「森林開発に関する我が国諸制度の運用実態」『第136回日本森林学会大会講演要旨集』111.

A-4 要旨【自由報告】

住民参加の伴う原発事故後のまちづくりの議論の課題

—「双葉町復興まちづくり委員会（平成24年度～25年度）」の決定可能性の分析—

小原直将（関西学院大学大学院社会学研究科）

1. 目的

この研究は、原発事故後被災地域の事故後最初の復興まちづくりの議論において決定できた領域（決定可能性）を明らかにし、参加者の認識の差異について述べることで当時の議論の困難さを示す。住民参加に積極的な姿勢をとった双葉町の復興まちづくりに焦点を当て、「自治体が復興まちづくり計画策定にあたって住民参加に最大限の意欲を持っていた中でさえ構造的に決定の余地が閉じられていた領域」を見ることで、当時の状況の中で選択できたかもしれない潜在的な意思決定の可能性を顕在化することを目指す。

2. 背景・先行研究

原発事故からの復興は、早期帰還を促したと指摘されている。追加被曝線量 20mSv/年 が帰還の基準として設定されたことで、科学的な「安全」の基準として 20mSv/年 という数字が用いられた。船橋は「(早期に) 帰還する/帰還しない (移住する)」という二者択一の形での対立を生むことになったと述べている (船橋 2014: 9)。帰還可能な基準が定められたことで、帰還しない選択をする被災者が復興の文脈から外れる方向に作用したのである。

各自治体の復興まちづくり計画に対しては住民参加手法や理念の面で分析がされてきた。川崎 (2021) は、浪江町の復興計画が進むにつれて理念が「人の復興」から「町の復興」に推移していくことを指摘し、帰還政策の流れに沿っていることを示した。辻と松藺は、各自治体の復興計画の理念や住民参加の手法の比較を行ない、スローガンは類似していると述べている (辻・松藺 2023)。辻と松岡は、大熊町が一方向的で間接的な住民参加手法を取ったのに対し双葉町は直接的で双方向的な住民参加手法を取ったと述べ、一面的に住民参加が少ないと考えることへの批判を行なっている (辻・松岡 2023)。

これらの先行研究では、放射線の問題やそれに伴って参加者が抱える葛藤が十分に語られておらず議論がいかに困難なものであったのかという当事者のリアリティが描かれていない。また、自治体が意思決定することができた領域も掘り下げられていない。本報告では、直接的・双方向的な住民参加手法が取られたと評価される双葉町に注目して、「構造的に決定の余地が閉じられていた領域」に目を向ける。

3. 対象と方法

本研究では双葉町を対象とし、「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」と「双葉町復興まちづくり委員会」（2012 年 6 月～2013 年 5 月）に焦点を当てる。当面 4 年間に取り組むべき施策を取り上げた計画で、当面は「人の復興」を、長期的に「町の復興」を目指すことが記載された。復興の基本理念や生活再建のための「町外拠点」も計画に含まれている。計画と委員会議事録の質的内容分析を行い、参加者への半構造化インタビューも行った。

5. 結果

委員会当初は帰還を前提として議論が進められるが、放射線衛生学を専門とする学識経験者から「30年で帰ること自体あり得ない」という見解が強調され、議論から外れていく。

「帰還困難区域に指定されれば制度上5年は帰れない」という町職員の発言から、当面5年間を見据える計画へと収束していった。高線量地域や中間貯蔵施設については不確実性の高い要素が多く、議論できるだけの情報がないとして、議題とはならなかった。町内のまちづくりに関して議論できたのは「暫定的な土地利用」、「帰還のための条件」、「津波被災地域のまちづくり」といったテーマだが、双葉町は低線量地域と津波被災地域が重なっていたため、低線量地域への再居住は現実的な選択肢とされなかった。故郷の荒廃を防ぐために「現状維持してほしいというのが精一杯の要望」という声が出される中で、「一時帰宅の環境改善」と「墓参りの支援」が計画に明記されることになった。「国・東京電力に対して明らかにするように要求する事項」が設けられたのは住民参加の成果であるだろう。町民になされた訴えの数々により、線量低減の見通しや除染の効果、原発の安全性、中間貯蔵施設についてなど、重要であるが議論をするには不確実性が高かった8つの要素が列挙された。

複雑な議論が行われた背景には参加者間での認識のずれがあった。議論の中でも、町民の意見を聞きたい町職員と復興の見通しを示してほしい町民の対立や、町の存続のために参加する町民と町内の計画は初めから難しいと考える学識経験者の認識のずれが現れていた。放射線に対しても、計測経験に基づく知識を持つ町職員と専門家の意見を取捨選択する学識経験者、個人間で認識が大きく異なる町民など、捉え方は多様であった。

6. 結論・考察

2012年~2013年時点で行われた双葉町の復興まちづくり委員会においては、直接的・双方向的な住民参加の手法が取られていたが、決定可能性は極めて限定的であったことがわかった。参加者の認識が異なり、決定可能性が限定的な状況においてなされた住民参加については、その形態に対する評価だけでなく、参加の場に至る条件やその後の結果も含めた評価が必要である。そのため、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」等のその後の計画についても同様の視点から分析を行なっていくことが今後の課題として挙げられる。

参考文献

- 船橋晴俊, 2014, 「原発震災の被害構造と生活再建・地域再生のための『第三の道』」 船橋晴俊編『東日本大震災の被災地再生をめぐる諸問題』法政大学サステナビリティ研究所, 1-19.
- 川崎興太, 2021, 「福島原発事故から10年後の福島復興の実態と課題」『計画行政』44(3): 27-32.
- 辻岳史・松岡俊二, 2023, 「福島原発事故被災自治体の復興計画策定過程における住民参加の変遷——大熊町・双葉町を事例として」『アジア太平洋討究』47: 25-48.
- 辻岳史・松園祐子, 2023, 「福島第一原発原発事故被災自治体が策定した復興計画の比較分析」『日本災害復興学会論文集』21: 11-20.
- 双葉町, 2013, 「復興まちづくり委員会（平成24~25年度）」, 双葉町ホームページ, (2025年5月23日取得, <https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/2590.htm>).
- 双葉町, 2013, 「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」, 双葉町ホームページ, (2025年5月23日取得, https://www.town.fukushimafutaba.lg.jp/secure/4864/20130806_0625.pdf).

A-5 要旨【実践報告】

核ごみ文献調査を拒否した長崎県対馬市の住民運動に関する研究¹

高野聡（原子力資料情報室）

○本研究の概要と目的

本研究は、2023 年に文献調査応募の動きがあった長崎県対馬市において、対馬市長による調査受け入れ拒否を導いた住民運動に焦点を当てる。ここで言う文献調査とは、原発の運転により発生する高レベル放射性廃棄物、いわゆる核のごみの最終処分場建設に向けた第一段階の調査のことである。

原発の誘致をめぐる賛成/反対をめぐりコミュニティの分断が起きやすく、仮に反対運動の盛り上がりにより計画が白紙撤回されても、地域分断が残ることもある（青木, 2023）。核のごみの最終処分場調査においても、同様の問題構造がある。対馬の住民は、そのような問題を認識し、反対運動の盛り上がりと地域分断の激化の防止という難しい課題に挑みながら、住民運動を実践した。本研究では、住民運動の展開に関する「厚い記述（thick description）」を通して、このような難問を克服し、対馬市長による文献調査受け入れ拒否の成果を勝ち取った運動の展開を詳細に描きたい。

○研究方法

本研究は、社会運動理論を通じて、文献調査推進の動きをはね返した住民運動の成功要因を分析することよりも、住民運動の展開に関する「厚い記述」を行うことに力点を置いている。ギアーツによると、厚い記述とは行為、言葉、対象の文化的文脈と人びとがそれらに課す意味を説明する方法であり、その文化の外にいる人にも、行動を理解できるような文脈が与えられるものであるとした（大畑, 2021）。特に本研究では、対馬の住民個人や集団による集合的实践によって形成される、対馬という地域社会の共同性を把握し、住民運動が展開された歴史的構造と、運動参加者に心理的な影響を及ぼす社会的な力を同時に視野に入れつつ、分析・記述することを試みた（山本, 2009）。

このような問題意識を含んだ4つの観点から、対馬住民 17 人に対しインタビューを実施した²。第一に、住民運動の戦略だ。対馬の住民運動では、明確に反対を掲げながらも分断を悪化させない配慮や、反対の主張よりも対話を重視するアプローチがあった。住民運動の様々なフレーミングや戦略を分析した。第二に、住民主体の町づくりへの考えと実践だ。文献調査応募を推進した住民グループは交付金による地域経済の復興を画策した。それに対抗する形で住民自治の強化を志向した運動の側面を検討した。

第三に、地層処分事業者の原子力発電環境整備機構（NUMO）による推進の方法とそれに対する住民の認識だ。地層処分関連施設への視察旅行など不透明なやり方で住民への働きかけを行う NUMO に対し、住民がどのように認識し、対処してきたのかについて解明した。第四に、現在の文献調査推進の方法に対する改善策だ。一連の運動の中で、住民が現在の核ごみ調査推進の問題点とそれに対する改善策をどのように考えたのか把握した。

1 本研究は、認定 NPO 法人「高木仁三郎市民科学基金」の 2024 年度の国内枠助成を受けて行った。

2 インタビューは 2024 年 11 月 17 日から 26 日、本研究者が対馬市を訪問し、対面で実施した。インタビュー参加者の属性は市議会議員、対馬市職員、文献調査に反対する住民団体、漁業組合員、飲食店経営者、地元の新聞社職員、観光業従事者などである。

○分析結果

4つの観点に基づく対馬住民へのインタビューを分析した暫定的な結果は以下の通りだ。

第一に、宮本常一「忘れられた日本人」(1984)にも言及されているが、粘り強い話し合いにより住民の合意形成を目指す対馬の歴史的な「寄り合い」の文化を再興した。反対の住民団体「核のごみと対馬を考える会」(以下、対馬を考える会)は、反対署名運動の際に、対馬の文化でありアイデンティティである寄り合いを復活させようと住民に呼びかけた。地域社会に貢献し、信頼のある人が署名運動の中心となり、区会、総代、檀家、消防などのコミュニティ組織を通じた丁寧な対話によりで署名が広がっていった。

第二に、対馬を考える会は、対馬市内外の企業、団体が構成される「島の海と陸を豊かにする会」が提示した再生可能エネルギーの地産地消や持続可能な地場産業の育成ビジョンを住民と共有していった。未来への期待感やの共感、納得を住民から得ながら運動が拡大していった。Uターン・Iターンの住民は、町づくりに対する気概やこだわりがあり、交付金に依存しない町づくりへの思いから運動に合流した。

第三に、NUMOは大部分の費用を負担して、視察旅行と称して青森県六ヶ所村や北海道幌延町の核ごみ関連施設へ住民を連れて行った。参加者は延べ人数で400人以上という証言もあり、その中には文献調査請願に賛成した市議もいた。一方、そのような市議は、議会で調査反対の住民や専門家に悪態をついたり、粗暴な発言をするなどして、住民からの評判を落としていった。自分で物事を考えず、国やNUMOから操られているという印象が地域社会に広まり、NUMOの不透明な調査推進の効果は限定的で、むしろ逆効果の側面もあった。

第四に、地層処分に関する賛成/反対の科学的議論を通じた推進ではなく、交付金で住民を幻惑し、視察旅行と称した接待で住民を懐柔する国やNUMOのやり方に対し、住民の間で憤りが広がった。国やNUMOは「調査実施地域に敬意と感謝を国民に共有してもらう」と強調するが、実態は金銭的便宜供与による調査推進だという認識が多くの住民に共有された。合意形成に重要なのは地域の誇りであり、付金の付与は住民への不信を強めるため、やめるべきだという意見が多数だった。

以上のような要素から、住民運動により反対意見が増え、地域分断を最小限に抑えながら、対馬市長による文献調査受け入れ拒否を勝ち取ることができた。一方、受け入れ拒否で地域社会に安心感が広がり、住民運動の成功を契機とした島全体での住民自治の盛り上がりはまだまだ不足しており、交付金目当ての調査応募の動きは完全には払拭できていないと懸念する住民の声もあった。今後も継続的にこの研究を続け、対馬住民がどのようにこのような課題を克服していくのか、探究していきたい。

○参考文献

- 青木聡子. 2023. 「原発に抗う人びと 芦浜原発反対運動にみる住民の闘いと市民の支援」, 茅野恒秀, 青木聡子編. 『地域社会はエネルギーとどう向き合ってきたのか』, 新泉社.
- 大畑裕嗣. 2021. 「誰が何を「厚く」記述するのかーライルとギアーツの「厚い記述」ー」, 『現代社会学理論研究』15, 60~71.
- 宮本常一. 1984. 『忘れられた日本人』, 岩波書店
- 山本崇記. 2009. 「社会運動研究の方法論的課題に関する一考察ー「調査者-被調査者論争」が提起したものー」, 『現代社会学理論研究』3, 72-85.

B-1 要旨【自由報告】

水産物認証(ASC)の他地域への波及プロセスと「社会変革」における役割

新井雄喜（松山大学）

1. 背景・目的

近年、水産業が自然環境に及ぼす負の影響への懸念などから、持続可能な水産業への転換が求められている。こうした中、環境や人権などに配慮した養殖水産物を認証する国際的な認証制度である、水産養殖管理協議会（ASC）認証が注目を集めている。持続可能な水産物へのニーズが高まる中、世界 117 か国において、2,241 の養殖場が ASC 認証を取得し、国内においても 49 の養殖場が同認証を取得した（2024 年 9 月時点）。しかし、世界中の大多数の養殖業は今でも持続可能な水準で行われているとはいえないのが実情である。また、同認証を取得するにあたっては、高額な費用、データの不足、認証プロセスに関する知識不足など、様々な障壁の存在が指摘されている。

こうした中、一つの養殖場や一つの地域における ASC 認証取得の事例を分析した研究は多く存在するが、一つの養殖場が ASC 認証を取得した後に、同認証を取得する取り組みが他地域・他の養殖場へと波及したプロセスを分析した研究は見当たらない。また、ASC 認証の更なる普及へ向けた、小規模漁業者の視点に基づく課題や対応策についての研究はまだ十分には行われていない。

他方、IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム）などは、持続可能な社会の構築を実現する上での「社会変革」の必要性を訴えている。社会変革を進める上で有効な介入手段等を概念化した枠組みは、IPBES の専門家チームなどによって提唱されているが、そうした枠組みを実社会における取り組みに適用した実証的な研究は限られている。また、ASC 認証制度を活用した持続可能な社会への変革プロセスを分析した研究は、見当たらない。

そこで本研究は、(1)一つの養殖場における ASC 認証取得の取り組みが、他地域・他の養殖場へと波及するプロセス（促進・阻害要因を含む）とはどのようなものか、(2)ASC 認証は、養殖業をより持続可能なものに変革していくプロセスにおいて、どのような役割を果たすのか、の 2 点を研究課題とする。本研究の目的は、ASC 認証の他地域・他の養殖場への波及プロセスを、社会変革論に基づいて明らかにすることにより、ASC 認証制度を活用した養殖業界の社会変革の可能性を考察することである。

2. 方法

本研究では、宮城県のカキ養殖の事例を分析の対象として選定した。同県では、南三陸町の県漁業協同組合戸倉出張所が 2016 年に日本初の ASC 認証を取得し、その後同漁協石巻地区支所、石巻東部支所、石巻湾支所、南三陸町志津川支所の養殖場にも同認証が波及し、現在では県内産カキの約 6 割が同認証を取得している。2024 年 5 月から 2025 年 3 月にかけて、報告者が宮城県南三陸町及び同県石巻市を訪問し、これまでに計 27 名（漁協職員、漁師、自治体職員、研究者、NGO 職員等）に対し、対面による半構造型インタビューを行った（まだ実施中であり、今後も継続予定）。Chan et al. (2020) 及び Naito et al. (2022) が提唱する 2 つの社会変革フレームワークを組み合わせるなどして図 1 の分析枠組みを構築し、それに基づいてインタビューを実施した。これまでに収集したデータ

は、NVivo を用いたコーディングなどによる分析を行った。

3. 結果・考察

ASC 認証が波及した石巻 3 支所及び志津川支所のカキ養殖関係者は、最初に ASC 認証を取得した戸倉出張所での成功事例に関する情報（主に経済的インセンティブ(A)や若手後継者の増加に関するもの）を入手したことで ASC 認証に関心を持つようになった。そうした中、認証取

得経験者や NGO、研究者からの書類作成やデータ収集等に関する支援(B)、行政などからの財政的支援(A)、そして能力強化(A)の機会に恵まれたことで、不確実性が存在する中でも柔軟な意思決定(D)が可能となり、先制行動(C)としての ASC 認証の取得・波及が実現したことが明らかとなった。

こうした認証の波及プロセスにおいては、成功事例の情報発信、輸出等による将来的な販路拡大への期待、後継者不足や資源枯渇への危機感、認証取得経験者からの支援、研究者や NGO との連携・協力体制、行政などからの財政的支援等が、ASC 認証取得や波及の促進要因として、重要な役割を果たすことが示唆された。一方、認証の取得及び存続のためのコストの高さと手間の多さ、小規模漁業者が経済的便益を得にくい共販の仕組み、一定量を安定供給し続けることの難しさ、日本の消費者の意識・理解不足等が、同認証の更なる波及への阻害要因となっていることが示唆された。

複数の主体による介入が ASC の取得・波及につながり、それらが社会変革において重要とされる、良い暮らしに対するビジョン(a)、責任に対する価値観(c)、知識の共有(h)の 3 つの介入点において、ポジティブな変化をもたらしたことが示唆された。すなわち、ワークライフバランスの尊重(a)、将来世代のために海の豊かさを守るべきという価値観の醸成(c)、持続可能な養殖業に関する知識の共有(h)に関して、ASC の取得・波及は一定の役割を果たしたものと推察される。一方、ASC 認証が波及した石巻市 3 支所・南三陸町志津川支所では、上述の阻害要因により認証取得によるメリットを十分に感じられていないことから、こうした取り組みが更に他地域に波及し、当該セクター全体の社会変革を実現するのは困難である可能性も示唆された。養殖業界全体を持続可能なものへと変革するためには、ASC 認証のみに過度に依存せず、小規模漁業者にとってもより存続しやすい仕組みを構築する必要がある。

(※本研究は JSPS 科研費（若手研究）21K17925 の助成を受けたものである。)

参考文献

- Chan, K. M., Boyd, D. R., Gould, R. K., Jetzkowitz, J., Liu, J., Muraca, B., ... & Brondízio, E. S. (2020). Levers and leverage points for pathways to sustainability. *People and Nature*, 2(3), 693-717.
- Naito, R., Zhao, J., & Chan, K. M. (2022). An integrative framework for transformative social change: a case in global wildlife trade. *Sustainability Science*, 17(1), 171-189.

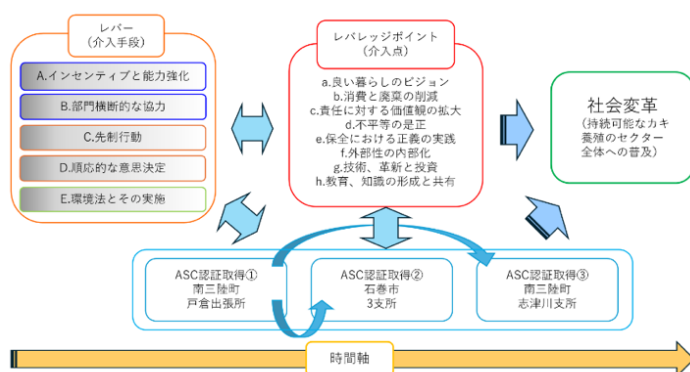


図 1：分析枠組み（Chan et al. 2020, Naito et al. 2022 を援用して報告者が作成）

B-2 要旨【自由報告】

「八丈くさや」の変遷

―「におい」と人のかかわりをめぐって―

西城戸誠（早稲田大学）・高崎優子（北海道教育大学）・廣本由香（福島大学）

■はじめに―ふたつの「におい」を持つ「くさや」

東京都八丈町の伝統的な発酵食品として「くさや」がある。小泉（1989:144）によれば、八丈島は漁場と干物作りに適した白砂地があり、江戸時代から塩干し魚が作られていた。島民は貴重な塩を節約するため、海水に生魚を漬ける方法を続け、その漬け汁が発酵してできた液に魚を漬けて干したものが「くさや」となり、江戸の食通に重宝されたという。くさは八丈島出身の住民からすると保存食で日常的な食品であり、冠婚葬祭にも振る舞われ、贈答品として用いられる食品である（齋藤ほか, 2015）。くさは「独特の強烈な匂いと奥の深い味が好みの人気を呼び、保存性もあるから年中楽しめる」（小泉 1989:144）加工品であるが、くさを知らない人からすれば「臭（くさ）い」という評価が圧倒的であろう。一般的に発酵食品の特徴は、発酵が進めばうまみが増すが発酵に伴う「におい」が強くなる。くさは発酵食品の中でも特に強い「におい」を発する。

「におい」という漢字には、「匂い」と「臭い」があり、前者はプラス、後者はマイナスの評価を表すが、くさは2つの「におい」の評価が並列している。つまり、くさが臭（くさ）いから「本物のくさや」で「良い匂（にお）い」であるという評価と、くさは臭（くさ）い臭（にお）いの食品という評価に分かれている。これまで、「におい」についてはマイナスの評価の側面が主に扱われてきた。たとえば、屠畜場（屠場）（三浦, 2008）や養豚場（比嘉, 2011）の「におい」が社会問題となる事例研究や、都市のジェントリフィケーション過程において労働者階級の「におい」が「脱臭」されるという原口（2024）の議論などがある。「におい」が人文・社会科学の主題となる理由の一つは、それが個人的感覚であると同時に集団的感覚でもあるからである。同じ「におい」が「なつかしい匂い」として受け入れられることもあれば、「迷惑な臭い」として排除されることもある。これらの判断は、個人の経験だけでなく、その人が属する文化的・社会的集団の感覚や記憶に支えられており（福永 2024）、「におい」の評価を通して、個人と個人、個人と集団、集団と集団のあいだに境界線が引かれることすらある。

こうした視点から見ると、くさやの「におい」は単なる感覚的要素にとどまらず、それ自体が人びとの生活世界に深く根ざした社会的要素である。とくに八丈島では、くさは「おやつ代わり」として日常的に食べられ、かつては自宅に「くさや壺」を持つ家もあり、島民の生活文化において「匂い」として受容されてきた。しかし観光商品として島外に流通する中で、その「におい」は「臭い」と再定義され、焼きくさや（身をほぐして瓶詰め）や臭みを弱めたくさやといった商品も登場するようになる。この「におい」の意味づけの変化は、くさやという資源のあり方そのものの変化と密接に関係している。資源とは「社会的・歴史的な文脈の中で構築されたもの」（宮内 2011:24）であり、また、自然が資源たり得るためには、「その資源にふさわしい社会関係が成立していなければならない」（中村 1993:44）。「におい」が「匂い」として認識されるとき、それは資源化され、「臭い」とされるときには排除の対象となる。その境界線の揺らぎにこそ、くさをめぐる社会的関係

の動態が表れている。本報告では、「におい」を媒介に、くさやがいかにして資源化・非資源化されてきたかを、生産、加工、消費という3つの側面から考察し、「島嶼社会の持続可能性」と「ローカリティ」の再考を試みたい。

■分析・考察・結論

くさやの原料魚は、春のトビウオと秋のムロアジ（クサヤムロ）である。かつてはそれぞれ1500トン・800トン規模で水揚げがあったが、現在ではムロアジは年間3トン前後まで減少している。減少の背景には、漁師の高齢化や船員不足による出漁船の減少、魚価の高いキンメダイ漁への移行といった地域的变化だけでなく、海水温の上昇や海流の変化などが疑われている。原料魚の漁獲量の減少は、くさやの生産体制にも深刻な影響を与えている。発酵食品であるくさやを生産する上で不可欠なくさや液は、生魚を用いることによって増加し、冷凍魚を使うとくさや液が吸収され、くさや液全体が減ってしまう。トビウオもムロアジも大量に水揚げがあった時代には問題化されなかったが、八丈島沖でトビウオ、ムロアジが激減し、枕崎などから冷凍ムロアジを調達した結果、くさや液がさらに減少することに、加工業者は危機感を募らせている。この問題に対して、くさやを海水で洗浄し、その海水をくさや液として再利用する業者もいるが、くさや液の希釈化により「本来のにおいが失われた」「味がマイルドになった」という評価も聞かれる。

さらに、くさやの加工業者にも世代間の価値観の差が生じている。長年くさやづくりに携わってきた高齢世代は専業者が多く、従来型のくさや製造を行い、それゆえ特有の「におい」があるくさやを生産する。一方で、若手の業者は兼業で、くさや生産だけに集中できないといった事情もあり、ベテランのくさや加工業者から見れば、若い世代が製造するくさやの質に対して微妙な評価をすることもある。その一方で、新規参入の加工業者は、くさやをくさやたらしめる「におい」を弱めたくさやの生産や、新たなくさや加工品開発を行っている。この加工業者間の差異は、単なる技術的対応の違いではなく、くさやという資源に対する意味づけの違いや、「八丈くさや」文化へのこだわりの違いが関わっている。

消費者の側でも、「におい」の評価は多様である。島内の古くからの住民は、くさやを「おやつ代わり」にするほど日常的に親しんできたが、移住者が増えるにつれ、くさやを食べる習慣がない家庭も増えてきた。くさやはもはや「八丈島の自慢」として住民の間で一致した象徴ではなくなってきた。実際、八丈町住民調査（2015年）では「八丈島の自慢」として、くさやを挙げた回答はそれほど多くはない。本土の住宅事情から「におい」でくさやを焼けない消費者の増加によって、上述したようにくさやの形態は変化してきた。

気候変動や漁業資源の減少、消費者嗜好の変化といった外的要因が絡む中で、くさやを支えるネットワークは再構成を迫られており、その意味でローカリティの重視だけでは対処しきれない問題が浮上している。両義性をもった「におい」が特徴であるくさやが、島嶼社会にとって重要な資源たり得るためには、もはや地元の伝統や技術だけで維持できるものではなく、予見不可能性を伴った環境要因や市場動向も含めた多層的なネットワークのなかで再定位される必要がある。そのなかで、人と自然の関係のもっとも古い形態のひとつである「発酵」が生む「におい」の評価も、また更新されていくのだろう。

参考文献：当日の資料で提示します。

備考：本研究は科研費事業（24K21434）の研究成果の一部である。

B-3 要旨【自由報告】

有機農業を支持する消費者の多様性 —小規模農園の購入者アンケート調査分析をもとに—

藤原なつみ（九州産業大学）・丸山康司（名古屋大学）

1. はじめに

近年、欧州委員会の「Farm to Fork 戦略」や農林水産省の「みどりの食料システム戦略」に見られるように有機農業推進の機運が高まっている。日本の有機農業の歴史を振り返ると、その源流には「生産者と消費者が直結し、お互いの信頼関係に基づいて創り上げた有機農産物の流通システム」（桝潟, 2008: 42）とされる「提携」がある。そこでは、経営的側面より生産者と消費者とのつながりを軸として展開される運動的側面に主眼が置かれてきた。有機農産物が市場流通するようになった現代においても、消費者が比較的小規模な生産者から有機農産物を直接購入する営みは続いている。

有機農業における小規模農園の重要性は国際的にも認識されている。国際有機農業運動連盟（IFOAM）は、有機農業の拡大には、現在有機農産物の取引において主流となっている第三者認証制度だけでなく、地域に焦点を当てた品質保証システムが必要であるとして参加型有機認証制度（PGS: Participatory Guarantee System）を提唱している。PGS とは、信頼、社会的なネットワーク、知識の交換・生消交流の基盤の上に、消費者の積極的な参加活動に基づいて、生産者を認定しようとする制度であり、小規模な農業経営体の参入が想定されている（IFOAM 2021）。

有機農業の経営は、法人や企業が品目を絞り込んで大規模に行う「ビジネス志向型」と小規模・家族経営農業者が少量多品目で行う「コミュニティ志向型」に大別され、有機農業と有機農産物へのアクセスの裾野を広げるためには、多様な経営形態の共存と広がりが必要とされる（小口 2023）。しかしながら、大規模な農業事業体が効率化を図って経営拡大していく一方で、小規模農園の経営は資材や物流コストの高騰などを背景に厳しい状況にあり、価格競争にさらされる中で、提携の理念を土台とした運動的側面を保持しながらどのように経営と両立させるかという課題に直面している。

本研究では、有機農産物を生産者から直接購入している消費者がどのような理由に基づいて小規模農園の利用を開始し、利用を継続しているのか、またそれらの動機は農園により異なるのかを明らかにすることによって、今後、小規模農園が有機農業を継続していくための示唆を得たい。

2. 調査の対象と方法

北関東にて有機農産物の生産・販売を営む農園 3 園（A 農園、B 農園、C 農園）の協力を得て、各農園より農産物を購入している顧客を対象としたアンケート調査を行った。調査票配布数は約 700 件、有効回答数は 272 件であった（いずれも 3 農園の合計）。調査期間は 2022 年 5 月 25 日～7 月 31 日で、この期間中に各農園に対して注文のあった顧客に対して、農産物を配送する際に調査票を同封した。

質問項目は、属性（性別、年齢、家族構成、世帯収入、勤務形態、学歴など）、加入理由、継続理由、野菜以外の食料品の入手方法、宅配野菜への評価、食に関する価値観などであ

る。各農園の相違点を明らかにするため、各項目の結果に対してカイ 2 乗検定を行い、有意差のあった項目について検討した。

3. 結果と考察

調査の結果、勤務形態、加入理由、継続理由、食に対する価値観の質問項目において、各農園で有意な差がみられた。A 農園の利用者は常勤労働者（会社員・公務員）、自営業主・自由業者・家族従業員が多く、加入理由として、新聞や雑誌記事等を通して A 農園を知り、活動内容に賛同したことを挙げていた。これに対して B 農園の利用者は無職（専業主婦等）が多く、常勤労働者（会社員・公務員）が少ない傾向がみられた。加入理由としては、地産地消であることや自宅まで対面配送してくれることが挙げられた。これらの分析結果から、A 農園ではマスメディアを通じた情報発信で知識層から支持を得ているのに対して、B 農園では対面でのコミュニケーションを通して高齢者を中心に人間関係を構築していることが見てとれた。C 農園では、A 農園と B 農園の中間的な特徴がみられた。

現代の有機農産物の直接購入においては必ずしも提携のような強固な関係性がみられるわけではないが、そこには多様なかたちの信頼関係が存在することが明らかとなった。

参考文献

- IFOAM, 2008, Definition of Participatory Guarantee Systems（日本語訳）
- 小口広太, 2023, 『有機農業～これまで・これから～』創森社.
- 枅瀧俊子, 2008, 『有機農業運動と〈提携〉のネットワーク』新曜社.

B-4 要旨【自由報告】

奪われた「自然」と選択される「科学」

—環境言説の制度化がもたらすオーガニック給食運動をめぐる対抗運動を事例に—

紀平真理子（名古屋大学環境学研究科）

1.はじめに

日本における環境運動の系譜のなかで理論化された「環境制御システム論」(船橋、2004)は、環境問題への取り組みを段階的に捉え、「制約条件の設定から経営課題としての内部化へと進展するプロセス」を特徴としてきた。この理論では、環境問題の解決を担当する経済システムの担い手である企業や行政と、環境問題の解決を志向する環境運動とを制御主体として捉え、これらの相互作用によって共存、放置、制約条件の設定、副次的内部化、中枢的内部化の5段階で環境配慮を経営課題として内部化していくプロセスを説明している。船橋が「普遍化期」と指摘した1990年代初頭は、地球サミットや気候変動枠組み条約の制定など環境問題への意識の高まりが制度形成に反映された時期だった。これに対し現在は、SDGsやESG投資、脱炭素など、環境と経済が分離せず一体化し、既に政策や制度に内部化された「主流化期」とも言える状況にある。農業分野でもかつては周辺的であった有機農業や環境配慮型農業が政策の中心に据えられている。

こうした時代状況を背景に、学校給食へのオーガニック食材導入を求める「母親」たちによる運動が各地で展開されている。この運動は「みどりの食料システム戦略」やオーガニックビレッジなどの政策的、制度的枠組みの後押しもあり、環境制御システム論で言えば最終段階への中枢的内部化の移行を示唆する事例である。ところが、この運動に対して予期せぬ形の反対も生じている。東京都品川区の給食のオーガニック化に対しては母親主導でのオンライン反対署名が実施された。これは環境制御システム論が想定する「制約条件の設定」から「内部化」への単線的な進展モデルでは説明しきれない現象であり、環境主義が制度化・主流化する過程で生じた新たな対抗言説の出現として注目に値する。そのため本研究では、環境言説の「主流化期」において、いかなる論点でオーガニック給食運動へ反対する対抗運動が形成されるのか、主に対抗運動を主導した母親層とその運動に動員された参加者の言説から明らかにする。

2.調査の対象と方法

本研究では、東京都品川区のオーガニック給食反対署名（2025.2.12-3.12、署名1096名）を先導した発起人とサポーター母親に対して非構造化インタビューを行った。対象者は自然農法、子ども食堂、地域活動など、一般的にはオーガニック給食に親和的と想定される活動に従事しており、動機の解明は対抗言説形成のメカニズム理解に重要な意義を持つ。データをMAXQDAを用いて質的内容分析した。また、オンライン署名コメント175件をKH Coder 3で共起ネットワーク分析で論点を抽出し、動員する側（対象の母親たち）と動員される側（署名参加者）の視点の相違の分析を行った。

3.結果と考察

分析から、母親たちも署名参加者のコメントも共通してオーガニック給食推進主体によ

る農薬と発達障害やアレルギーの関連づけに強い反発を示した。その抵抗の背景として、母親たちの語りからは「私の愛する自然」が「自然派」の人々に奪われたという喪失感が抽出された一方、署名コメントの共起ネットワーク分析からは「自然観」より「正しい科学」への期待が顕著に現れた。反対する主体の批判点はオーガニック給食そのものよりも、オーガニックの「優位性」を一方的に主張する言説や、オーガニックを個人の主義主張として捉え、その制度化への強い抵抗感が示された。Smith-Spangler et al.(2012)が健康面での有機食品の優位性に確定的証拠はないと示し、Tuomisto et al.(2012; Seufert et al.2012)が環境負荷の比較で文脈依存性を指摘しているように、科学的知見が条件や文脈によって解釈の幅を持ち多義的であるからこそ、賛否両主体が自らの価値観に合致する「科学」を選択的に援用する「科学を媒介とした非科学的な論争」の実態が示された。

本事例は、環境制御システム論が想定する「制約条件の設定」から「内部化」への単線的な進展モデルを超えた環境言説の「主流化期」における新たな対立構造を示している。環境運動はかつて「主流」に対抗する「弱者」の戦略として展開され、「想い」を中心に多少の科学的・論理的誤謬も許容されてきた。しかし船橋や長谷川（2003）が示唆する「ポスト制度化」の段階では、単に外側へのまなざしを拡大するだけでなく、外部からの批判に対する「科学的」な反論が求められる状況も示された。つまり、環境言説の主流化は終点ではなく、新たな社会的相互作用の起点として捉え直す必要があり、本事例はそのための参照事例として意義を持つ。

参考引用文献

- Smith-Spangler, Crystal, Margaret L. Brandeau, Grace E. Hunter, J. Clay Bavinger, Maren Pearson, Paul J. Eschbach, Vandana Sundaram, Hau Liu, Patricia Schirmer, Christopher Stave, Ingram Olkin, and Dena M. Bravata, 2012, "Are Organic Foods Safer or Healthier Than Conventional Alternatives?: A Systematic Review," *Annals of Internal Medicine*, 157 (5): 348-366.
- Tuomisto, Hanna L., I.D. Hodge, P. Riordan and D.W. Macdonald, 2012, "Does organic farming reduce environmental impacts? – A meta-analysis of European research," *Journal of Environmental Management*, 112: 309-320.
- 長谷川公一, 2003, 『環境運動と新しい公共圏—環境社会学のパースペクティブ』有斐閣.
- 船橋晴俊, 2004, 「環境制御システム論の基本視点」『環境社会学研究』10: 59-74.

C-1 要旨【自由報告】

気候変動への心的飽和を解消する方策 ―飯田市民アンケート調査の2時点比較をもとに―

白井信雄（武蔵野大学工学部サステナビリティ学科）

気候変動の影響が顕在化する非常事態となり、これに対してゼロカーボンを目指す対策を急ピッチで行わなければならない二重の非常事態となっている。にもかかわらず、世界の先進国における気候変動に対する懐疑的な見方の増加や気候変動への意識の低下が報告されている（文献1、2）。

日本では気候変動への意識の時系列の変化を分析した研究報告がないが、長野県飯田市において2012年と同様の住民アンケート調査を2023年に実施する機会を得た。この結果、1990年代より環境政策や再生可能エネルギーの普及に熱心に取り組んできた環境先進地であるにも関わらず、気候変動の緩和策（温室効果ガス排出削減）への意識の低下傾向が示された。

さらに、アンケート調査結果を飯田市のキーパーソンに報告し（2024年11月）、意識低下の要因と対策を話し合うワークショップを行い、飯田市の住民目線で意識変化の原因を探る有益な知見を得たところである。

本報告では、①飯田市における環境政策の変遷、②飯田市において筆者が過去に実施した住民アンケート調査等で得られてきた知見（文献3～6）、③2012年と2023年の住民アンケート調査結果の比較結果、④気候変動の意識低下の要因と対策の考察について報告する。ワークショップの検討結果を活かした考察から、気候変動の意識低下の要因として、環境先進地ゆえの飽和感、危機危機への対峙を回避する姿勢、ゼロカーボンへの無効力感や長期的視点・変革志向の欠如等があると考えられる。さらにこれらの要因の前提に、気候変動対策としての「個人行動の心的飽和」があると考えられる。こうした解釈の妥当性、さらには市民の内発的動機付け等を高める方策をさらに検討し、実践に活かしていきたい。環境先進地である飯田市に関する検討結果は、日本各地の取組に有益な示唆を与えてくれる。

参考文献

- 1) Eichhorn, J. and H. Grabbe (2025) Europeans still want climate action, but don't trust governments to deliver. Improving economic policy, *Policy Brief*, pp18.
- 2) Sharma, S. (2024) Climate change attitudes and the world's biggest CO2 emitters. *Environment Development and Sustainability*.
- 3) 白井信雄・樋口一清・東海明宏（2014）飯田市民の環境配慮意識・行動の形成要因～環境施策等と社会関係資本に注目して、環境システム研究論文集 39, p. 11_19-11_28.
- 4) Shirai, N., Higuchi, K., Tokai, A. (2012) Effects of Citizen-Owned Power Generation on Residents' Consciousness : Case Study in Iida City, Japan. *Environmental information science* 40(5), 129-138.
- 5) 白井信雄, 馬場健司, 田中充（2014）気候変動の影響実感と緩和・適応に係る意識・行動の関係―長野県飯田市住民の分析―, 環境科学会誌 27(3), 127-141.
- 6) 白井信雄（2018）再生可能エネルギーによる地域社会の構造的再生の評価と関与―長野県飯田市と滋賀県湖南市の住民アンケートの分析―, 環境科学会誌 31(1), 13-27.

C-2 要旨【自由報告】

太陽光発電事業の社会的受容性

ー長野県内自治体の応答にみる「推進」と「規制」の複雑性ー

杉本陽太（信州大学大学院総合人文社会科学研究科）

1 研究の背景と目的

温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「カーボンニュートラル」の世界的潮流により、日本でも市町村を中心とする地方自治体はそれぞれの地域資源を活用し、再生可能エネルギー（再エネ）の導入を促進している。特に長野県においては、その冷涼な気候と豊富な日射量から太陽光発電のポテンシャルが高く、その普及政策に力を入れている。

一方で、通称「野立て」と呼ばれる地上設置型の太陽光発電事業については、地域とのトラブルが多く確認され、各市町村には太陽光発電設備の立地を規制する条例制定の動きが広がっている。また近年は、場所的基準によって一律に設置することを認めない「禁止区域」を設定する条例が増加中である。地球温暖化対策推進法により再エネ導入計画や促進する区域の設定を求められる中、こうした状況は社会全体での太陽光発電事業の社会的受容性を低下させている可能性がある。

本研究は長野県内の太陽光発電事業に対する自治体の応答状況を調査し、社会的受容と自治体施策との関係について考察する。

2 先行研究

再エネの社会的受容性に関する研究では、マクロ視点の「社会・政治的受容性」「市場的受容性」とミクロ視点での「コミュニティ的受容性」の3つを考えることが主流になっている。これらは互いに独立しているのではなく、相互に関連している（Wüstenhagen et al 2007、丸山 2014）。

日本の地方自治体が再エネの社会的受容性に対して及ぼす影響として、松岡編（2018）は、長野県飯田市の行った屋根貸し事業や固定価格買取などの支援、地域エネルギー会社と市との市民協働発電事業が社会的受容性を高め社会イノベーションを創出したと評価する。地方自治体の関与の重要性が示唆される。

一方、地上設置型の太陽光発電事業による環境や景観への影響、災害助長の懸念などから地域住民とのトラブルも多く確認され、それに対する地方自治体の動向として、山下・丸山は都道府県内で深刻な地域トラブルの発生が多いほど、周辺自治体が予防的な意味合いを込めて強い規制を導入する傾向が高いと指摘する（山下・丸山 2022:42）。また、茅野（2024）は規制条例の制定が近接地域でトラブル流入の予防的措置として同種の条例制定を生んでいる状況を、環境省が地域脱炭素の実現に向けて提唱する「脱炭素ドミノ」になぞらえ「規制ドミノ」と指摘する。

3 調査方法

太陽光発電事業のトラブルが報道ベースで全国的に多く（山下・丸山 2022:28）、市町村による太陽光発電規制条例の制定数が多い長野県を調査の対象とする。各自治体の公表情報から長野県及び県内市町村の太陽光発電事業への対応の経過と関連制度の状況を把握した。太陽光発電事業の地域トラブル事例を地元新聞を用いて網羅的に収集し、規制条例の制定への影響を分析した。各自治体の政策的対応の詳細な考察は、議会議事録や関連す

る会議等での首長の発言等からもデータを補いつつ実施した。

4 長野県内の太陽光発電事業に対する市町村の応答

長野県内の市町村は太陽光発電事業の地域トラブルに対して、規制条例の制定や強化を図ることで対応してきた。主な、注目すべき状況を挙げると以下のとおりである。

①長野県「市町村マニュアル」の策定と条例への波及

多くの市町村が要綱やガイドラインで対応する中で、長野県は市町村との研究会を組織し、「太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル」を示した(2016年6月)。このマニュアルには市町村条例モデル案も含まれ、木曽町や売木村がこれを参考として条例を制定した。

②「抑制区域」の導入と伝播

2016年12月には、大桑村が事業を行わないよう協力を求める「抑制区域」を持つ規制条例を制定していた。同村の近隣地域において、伊藤(2002)の「動的相互依存モデル」に示されるような形で自治体間での同種の「抑制区域」を持つ条例制定の伝播が確認できた。

③「禁止区域」と「同意制」の導入と伝播

2017年6月、麻績村が強制力の強い抑制区域制度を持つ条例を制定した。2019年6月、富士見町が県内初の「禁止区域」を持つ条例を制定した。以降、県内では「禁止区域」の伝播が見られた。富士見町では以後もトラブルが相次ぎ、2022年2月「同意制」を導入し規制を強化した。

④「禁止区域」の広がりに影響を受けない市町村

佐久地域や南信州地域でもトラブルや「禁止区域」を持つ条例の伝播が見られる中、佐久市と飯田市では規制条例制定の動きは見られない。

5 考察とまとめ

太陽光発電事業の地域トラブルへの対応のため、市町村は要綱やガイドラインの制定にとどまらず規制条例の制定・強化を行い、かつそれは自治体間での伝播が生じていた。この条例制定・強化と伝播が繰り返されることにより、結果として「禁止区域」のような強い規制手法が長野県内に広がっている。しかし日本では、土地利用に関する包括的な規制や、再エネ導入に関する包括的な目標等が明確に存在しないため、こうした自治体の応答が社会的受容性を押し下げる主要因となっていると単純に解することは難しいが、事業の与件としての影響は大きい。一方で県内には「規制ドミノ」のメカニズムの影響を受けていない市町村も存在しており、日本における再エネの社会的受容性に対して自治体が有する影響力はきわめて複雑と考えられる。

参考文献等

- 茅野恒秀,2024,「再エネに吹く向かい風一なにが地域との共生を阻むのか」『世界』988:146-152.
伊藤修一郎,2002,『自治体政策過程の動態—政策イノベーションと波及』慶應義塾大学出版会.
松岡俊二編,2018,『社会イノベーションと地域の持続性—場の形成と社会的受容性の醸成』有斐閣.
丸山康司,2014,『再生可能エネルギーの社会化—社会的受容性から問いなおす』有斐閣.
山下紀明・丸山康司,2022,「太陽光発電の地域トラブルと自治体の対応」丸山康司・西城戸誠編『どうすればエネルギー転換はうまくいくのか』新泉社:24-47.
Wüstenhagen Rolf, Maarten Wolsink and Mary Jean Bürer, 2007, “Social acceptance of renewable energy innovation: An introduction to the concept,” *Energy Policy*, 35: 2683-2691.

民主主義の多様性と気候変動対策の進展

佐藤圭一（一橋大学）

1. はじめに

民主主義体制において、どのような決め方をすれば、環境対策が進展するのだろうか。一つの考え方は「異なる意見をもつ人々で幅広い合意が取れた状態で進めていくべきである」というものである。別の考え方は、「そのような幅広い合意はしばしば環境対策に反対する人々へ妥協したものとなる。政治のリーダーシップで進めていくべきだ」というものである。このような考え方の違いは、比較政治学者 Arend Lijphart (2010) によって、コンセンサス型民主主義と多数決型民主主義の違いとして理論化されてきた。後者の多数決型が、多数派の賛成を政策推進の十分条件ととらえるのに対して、前者のコンセンサス型は必要条件ととらえたうえで、少数派も含めた合意を規範とする。この違いは制度的に規定されたものであり、典型的な多数決型民主主義国家は、小選挙区制に基づいた二大政党制と多元主義型の利益団体構造を持っている。他方でコンセンサス型は比例代表制と頂上団体を中心としたコーポラティズムに特徴づけられる。Lijphart は、この二つのタイプの民主主義を比較し、コンセンサス型の方が、マイノリティの声が政策に反映されやすい分、特に福祉やジェンダー、環境政策などのパフォーマンスが良いと主張する。

Lijphart の主張は、エコロジー的近代化論 (Ecological Modernization Theory; EMT) の想定と呼応している。EMT は環境適応型の社会経済改革をもたらすような超近代化の一要素として政治的近代化をあげ、幅広いステークホルダーが政治的決定にかかわる包摂的な民主主義の構築の必要性を主張する (Jänicke 1997)。多数決型に比べてコンセンサス型は本当に環境対策が進みやすいのだろうか。本報告は、気候変動対策を事例に、計量的手法を用いて検証する。

Poloni-Staudinger (2008) は、日常生活全般にかかわる環境対策ではコンセンサス型の方が進みやすい一方、自然公園の保護など環境保全型の対策では多数決型の方が進むと論じている。一方同研究では、気候変動対策という日常生活全般に関わりつつも、産業構造から保全まであらゆる領域を横断するような環境問題における対策の進展は検討されていない。民主主義の多様性を、EMT と接続させた形で検討する場合、このような領域横断型の環境問題における制度効果を検討することは不可欠である。

2. 手法

各国の温室効果ガス (Green House Gas: GHG) の排出削減が、1990 年から現在に至るまでどれだけ進んだのかにかかわる各指標を従属変数、Lijphart のコンセンサス型と多数決型民主主義に関する指標 (以下 Lijphart index) を説明変数、気候変動枠組条約における付属国 1 国であるか否かを統制変数とした重回帰分析を行った。従属変数には 1990 年と比べた場合の 2023 年の (1) 温室効果ガス総排出量、(2) 一人当たり排出量、(3) GDP 当たり排出量 (いずれも対数変換値) を用いた。Lijphart index は、(A) 議会における有効政党数、(B) 単独与党政権割合、(C) 政権の平均継続年、(D) 獲得議席数と得票数との差、(E) コーポラティズム度を用いた因子得点であり、より値が高いほどコンセ

ンサス型、低いほど多数決型を表す。ケース数は、Lijphart が安定民主主義とみなして検討対象とした 36 か国である。

3. 結果

総排出量に関して、Lijphart インデックス単独では統計的に有意な影響がみられなかった。一方、付属書Ⅰ国であるか否かの交互作用をとった場合、Lijphart インデックスの主効果は正、しかし付属書Ⅰ国と Lijphart インデックスの交互作用は、この主効果よりも大きな係数をもった負の値を取った。すなわち、付属書Ⅰ国でない国々では多数決型よりもコンセンサス型のほうが排出増分が大きかった一方、付属書Ⅰ国に限った場合、コンセンサス型の方が排出削減が進むという逆転現象が起こったことを示している。一人当たり排出量でみた場合には、係数上は同じような結果となるが、統計的に有意な結果ではなかった。GDP 当たり排出量でみた場合には、変数間に関連は見られなかった。

4. 議論

この結果から導き出せる解釈は以下のようなものである。GHG 排出削減の国際的な圧力にさらされない非付属書Ⅰ国においては、気候変動対策の必要性が社会で強く共有されない。物質的豊かさを求める社会の様々なセクターの声が反映されやすいコンセンサス型で GHG 排出量が増加しやすい。いっぽう付属書Ⅰ国では、国際的に削減を求められる圧力を利用する形で環境政党や NGO などの削減を求める声が政治的アジェンダに上りやすくなる。したがって多数決型よりも削減が進みやすくなる。この結果に対して、アングロサクソン系の国家が多い多数決型では、移民の増加などにより人口が増えたことによる排出量増加がもたらされたのではないかという反論がありうるが、一人当たり排出量でも係数の方向は大きく変わらないため、この反論は支持されない。ただし、コンセンサス型において EMT が予測するような環境配慮型の産業構造への変化が進んだのかというと、GDP 当たり排出量の結果から、この想定は支持されない。産業構造の変化には、市場構造の改革などよりターゲットを絞った対策が必要になることを示唆している。

参考引用文献

- Jänicke, M. (1997). The Political System's Capacity for Environmental Policy. In M. Jänicke, H. Jörgens, & H. Weidner (Eds.), *National Environmental Policies: A Comparative Study of Capacity-Building* (pp. 1–24). Springer.
- Lijphart, Arend (2012). *Patterns of Democracy*. New Haven: Yale University Press.
- Poloni-Staudinger, Lori M. (2008). “Are consensus democracies more environmentally effective?” *Environmental Politics* 17(3): 410-430.

C-4 要旨【実践報告】

京都府亀岡市における学校断熱ワークショップの事例

—建築物の脱炭素化を目指す社会運動のひとつとして—

木原浩貴（総合地球環境学研究所/京都府地球温暖化防止活動推進センター）

川手光春（京都府地球温暖化防止活動推進センター）

安藤慶彦（京都府地球温暖化防止活動推進センター）

1. 背景

気候変動問題に関する科学的解明が進んでも、人々の中でのこの問題の重要性は高まらず、むしろ下がることが観測されている。Stoknes（2014）は、この現象を「心理的気候パラドックス」（Psychological Climate Paradox）と呼び、これを引き起こす心理的障壁を 1) 距離、2) 運命、3) 認知的不協和、4) 否定、5) アイデンティティ整理した。木原ら（2025）は、日本とドイツにおけるアンケート調査結果をもとに、脱炭素社会への展望不足が認知的不協和を生んでいる可能性があり、特に日本の若者においてこの傾向が顕著であることを示した。Mori & Tasaki（2019）は、地球環境の危機を個人の努力で回避できるという捉え方が、集団での対策の意図の形成につながらないばかりか、逆に阻害する可能性があるとは指摘している。脱炭素社会づくりを担う人材育成のためには、集団での取組によって社会を変えられることを実感できる機会の創出が不可欠であると言える。

また、脱炭素社会の実現のためには建築物の対策が不可欠であるが、日本においてこの面での対策は充分とは言えない。特に学校の温熱環境は劣悪とも言える状態である。これは、例えばオーストリアにおいて、学校の断熱が優先して行われ、校舎が重要な気候コミュニケーションツールとなっている（木原ら,2024）のとは対照的である。

このような状況下、学校の温熱環境を地域コミュニティの力で改善し、生徒らの教育につなげつつ、社会全体の建築物の省エネ化に展開しようとする「学校断熱ワークショップ」（以下、WS）が全国各地に広がりつつある。報告者らがヒアリング調査を行った長野県立上田高校、島根県立津和野高校の事例においても、地域の NPO、工務店など多様な主体の連携によって WS が行われ、特に長野県においては他の高校にも波及している。

報告者らは、こうした背景や先進事例をもとに、京都府の亀岡市立詳徳中学校における WS をサポートした。この内容を報告する。

2. 実践とその効果

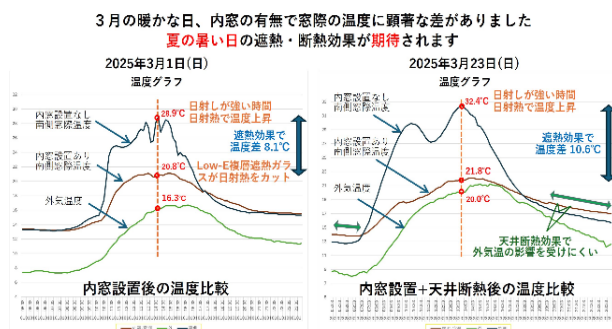
詳徳中学校では 3-1 教室がとりわけ暑く、エアコンがうまく効かない状態であったことから、生徒会から改善を求める声があがり、学校から京都府地球温暖化防止活動推進センター（以下、センター）に相談があった。センターは、現場を調査し学校と相談した上で WS の実施を提案し、設計を担当するとともに、窓メーカーや地元工務店等の調整を行うなどのサポート役を担った。費用は、亀岡市教育委員会と詳徳中学校が負担した。

他地域の WS が冬の寒さ対策を重視しているのに対し、詳徳中学校は夏の暑さが課題となっていたため、手作り内窓ではなく、既製品の Low-E ガラスの内窓を使用することとした。まず 2024 年 1 月に木製の窓枠を設置した。施工は地域工務店が担当し、塗装は生徒会役員が行った。なお内窓の枠の色も生徒会役員により決定された。続いて、3 月には

3年生の有志メンバーらとサポートメンバーが連携し、天井裏へのグラスウールの敷き込みを行った。

施工後に温度を計測したところ、WSを実施した教室は、隣の教室に比べ、温度変化が緩やかになっていることが確認された（図参照）。夏季にも継続して効果測定を実施する予定である。なお、4/27にこのプロジェクトに関する京都新聞の記事が

Yahoo!ニュースに取り上げられたところ、1000件を超えるコメントが寄せられた。コメントのテキストマイニングによる分析結果は当日に報告する。



図：京都府地球温暖化防止活動推進センター作成資料より

3. 社会運動としての分析の可能性

社会運動とは「現状への不満や予想される事態に関する不満にもとづいてなされる変革志向的な集合行動」（長谷川,1993）と定義される。WSの背景には、劣悪とも言える校舎の温熱環境や、気候変動対策の現状への不満がある。全国各地のWSをサポートし牽引する竹内昌義氏（東北芸術工科大学）や藤川まゆみ氏（上田市民エネルギー）らは、呼びかけ人として学校断熱改修を求める署名活動を行い、2023年8月に約23,000筆の署名を文部科学大臣に提出しており、明らかに変革が志向されている。そして、全国各地のWSは、それぞれに主役としての学校・生徒と支援組織が存在しながらも、緩やかなネットワークが形成されノウハウが共有されることで広がりを見せており、時間や空間を同一にするわけではないものの、集合行動と言える。よって、WSは社会運動の一つとして捉えられるのではないかな。

「社会運動分析の三角形」（長谷川ら,2007）等を活用し、WSにおける資源動員、政治機会構造、文化的フレーミング等を分析することで、運動の現状や特徴を把握するとともに、今後の展開への示唆を提示できる可能性がある。そこで、詳徳中学校での実践例を社会運動の一つと位置づけて報告したい。

参考文献

- Stoknes, P.E., 2014, Rethinking climate communications and the psychological climate paradox, *Energy Research & Social Science*, 1, 161-170.
- 木原浩貴ら, 2025, 脱炭素社会の支持度の規定因 ～日本とドイツの比較調査による考察～, 人間と環境, 51(2), 12-24
- Mori, T., and Tasaki, T., 2019, Factors influencing pro-environmental collaborative collective behaviors toward sustainability transition: a case of renewable energy, *Environmental Education Research*, 25 (4), 566-584.
- 木原浩貴ら, 2024, オーストリアにおける気候変動教育-制度・仕組みによるインパクト-, 脱炭素地域づくりを支える人材-日欧の実践から学ぶ, 日本評論社, 109-127
- 長谷川公一, 1993, 社会運動-不満と動員のダイナミズム-, キーワード/社会学, 川島書店, 147
- 長谷川公一ら, 2007, 社会運動と社会構想, 社会学, 有斐閣-, 511-542

C-5 要旨【実践報告】

地域脱炭素分野における中間支援組織の体制構築の活性化に向けた取り組み —「脱炭素地域づくり推進に向けた中間支援交流フォーラム」の活動報告—

平岡俊一（滋賀県立大学環境科学部）

1. 本報告の目的

現在、日本国内では地域脱炭素政策に対する関心が高まっているが、その現場である自治体においては深刻な人材・ノウハウ不足という問題に直面している。そのような状況の改善を図るために、地域諸主体による取り組みを対象に各種の支援を行う組織体制を構築する必要性を指摘する声が各方面から出始めている。

そうした中で 2023 年から、全国各地で関連政策・事業に関与してきた有志の研究者、実務家が参加・連携する形で、同分野での「中間支援組織」の設立や強化に関する取り組みの活性化を目指した活動が展開されている。報告者は活動開始時から企画・運営に関与してきた。本報告では、これまでの活動の展開プロセスを振り返り、整理するとともに、改めて本活動において設定している趣旨・目的、そして今後想定される課題などについて考察する。

2. 地域脱炭素分野における中間支援組織

本活動の企画メンバー間では、地域脱炭素分野での中間支援組織について、中立性・公益性を重視しながら、自治体や市民、企業などの地域の諸主体の取り組みに継続的に伴走し、各種支援を行う存在、と位置付けている（脱炭素地域づくり推進に向けた中間支援交流フォーラム企画チーム，2024）。欧州では、EU が主導する形で“Energy Agency”（以下、E エージェンシー）と呼ばれる組織の整備が継続的に実施され、今日の自治体での関連政策において重要な役割を担うようになってきている（平岡，2018）。一方日本では、そのような主体を戦略的に強化しようという動きはこれまでほぼなく、少数の組織・個人が十分な報酬や位置づけを得られないまま、自主的に支援活動を行うのにとどまってきた。

3. 活動の展開プロセス

本報告で取り上げている実践活動は、報告者などの研究者や NPO、地域エネルギー会社、中間支援組織等に所属する実務家などで構成されている研究グループが 2014 年から行ってきた、主にオーストリア、ドイツにおける気候・エネルギー政策のガバナンスをテーマにした研究活動がきっかけになっている。その調査の過程で E エージェンシーの存在を知り、以降、各地の関連組織を訪問し、実施事業や体制に関する知見を収集してきた。そして、国内において関連する研究成果の発信を続けていたところ、徐々にではあるが、中間支援に関心を有する関係者が増えていることを実感するようになった。加えて、国（環境省）が実施する関連政策の検討の場においても有識者から中間支援組織の必要性を指摘する意見が見られるようになったことなどから、研究グループのメンバー間で、実際に中間支援活動に取り組んでいる、あるいは体制強化などに関心をもっている全国の関係者が集まり、情報共有・意見交換を行う場を一度持ってみてはという話になり、以前から研究グループと協力関係にあった NPO 法人「気候ネットワーク」との共催という形で「（第 1

回) 脱炭素地域づくり推進のための中間支援交流フォーラム」を 2023 年 11 月に京都市で開催した(参加者 34 名)。参加者については、基本的に研究グループ(途中から「フォーラム企画チーム」に名称変更)の各メンバーがつながりを有する人物に声をかける方式で募った。その属性は、研究者、NPO、地域エネルギー会社、地域地球温暖化防止活動推進センターの関係者が主であったが、環境省の関係部署からも複数の職員が参加した。

フォーラムでは、各参加者による取り組み等の情報共有を行ったうえで、日本で求められる中間支援組織の機能、体制などをテーマにしたワークショップ、今後の取り組み活性化のあり方に関する全体討論などを行った。フォーラム開催前の時点では、その後の活動展開に関する具体的計画はなかったが、第 1 回フォーラムにおいて参加者間での議論が予想以上に活発だったことや、議論を継続・発展させる必要性を指摘する意見が複数出たことなどから、フォーラムを継続的に開催することになった。その後、2024 年 5 月に第 2 回フォーラムを滋賀県長浜市で(参加者 51 名)、同年 12 月に第 3 回フォーラムを長野県飯田市で(同 54 名)開催し、議論を積み重ねた。加えて、一連の議論を踏まえながら、企画チームメンバーが中心となる形で、中間支援組織のあり方などを整理した「脱炭素地域づくり推進のための中間支援体制の整備に関する論点整理」を作成し、第 3 回フォーラムにあわせて開催したシンポジウムで発表した。

第 3 回をもってフォーラムの活動は一旦区切りをつけたが、フォーラム参加者が地元で中間支援組織の新規設立・体制整備に着手するといった動きが起こっている(岩手県、岡山県など)。そして、2025 年度になってから活動資金確保の目途がついたことから、企画チームならびに気候ネットワークでは、現在、新たな活動の展開に向けた準備を進めている。今後は、中間支援組織・体制の構築にモデル的に取り組む地域の支援、全国的なネットワーク組織の立ち上げ、などを予定している。

4. 中間支援交流フォーラムの目的の変化、今後の課題

この活動で設定している趣旨・目的は、先述したように各回での議論や参加者からの意見などを踏まえながら変化してきた。当初は、国内で中間支援組織をテーマに議論等を行う場があまりなかったこともあり、まずは関係者が集まり、意見交換をしてみることを主な目的にしていた。しかし、第 1 回フォーラム等での議論を通じて、中間支援組織の「政策課題化」を視野に入れた具体的な活動を展開する必要性を企画チームメンバーが認識し、新たな目的を設定することになった。しかし、地域脱炭素政策の今後の動向には不透明な部分が少なくないため、活動の目的はさらに変動していく可能性がある。

また、今後の活動で直面すると予想される課題は少なくない。例えば、現時点では、環境省や都道府県(一部を除く)等の政府セクターがこの分野での中間支援組織の設立・強化などに本格的に着手しようという動きはあまり見られない。そのような状況下でいかに政策課題化を進めていくのか、より踏み込んだ戦略の検討が必要である。

文献

脱炭素地域づくり推進に向けた中間支援交流フォーラム企画チーム、2024、『脱炭素地域づくり推進のための中間支援組織のあり方に関する論点整理』。

平岡俊一、2018、「欧州の地域主体を支える中間支援組織」的場信敬・平岡俊一・豊田陽介・木原浩貴『エネルギー・ガバナンス——地域の政策・事業を支える社会的基盤』学芸出版社、148-172。

D-1 要旨【自由報告】

不登校児の母子が農山村の森林に移動する要因 —岐阜県西濃における不登校児向け『森の居場所』を事例として—

中原淳（京都大学農学研究科）

プレーパークや森のようちえんを応用して、不登校児を支援する「森の居場所」が散見されるようになってきた。森の居場所は、用地確保の容易性があり、少子化のすすむ農山村にも成立する。そこには、地域外に居住する不登校児と保護者（ほとんどの場合母子）が、通常の通学より長い移動を経て集まる。本研究は、地方都市・郊外に住む母子の、農山村にある「森の居場所」への移動に焦点をあてる。

■先行研究と理論的枠組み

移動は、プッシュ要因とプル要因から把握できる。不登校児の学校・家庭での孤立がプッシュ要因となっている。その状況の中で、居場所を求め、居場所づくりをする実践が展開されている。そして、居場所の実践は、子どもの多様性により多様である。（南出, 2015）したがって、森の居場所は、選択肢の1つにすぎない。ある母子が、森の居場所を選択するには、なんらかのプル要因がある。本研究は、不登校児の初参加の経緯と、複数回参加（移動）して遊ぶ状況から、プル要因を明らかにする。その実装的側面を理解するために、森の事物の「道徳的媒介」（フェルベーク, 2015）を分析の補助線とした。

■調査対象、調査方法、調査結果

調査対象は、著者自身が、設立して運営する森の居場所である。その森は、岐阜県西濃北部にあり、毎週月曜日、無償で不登校児を受け入れている。アクションリサーチとして本研究を実施し、具体的なデータとして、資料調査・参与観察・聞き取り調査によるデータを用いた。

調査の結果、プル要因の希望的側面として、母親が、母子の孤立を乗り越えるために、子ども集団を望むこと、自然の中の遊びを自明とし森を希望することが確認できた。実装的側面として、用地取得の容易性と、環境教育の研究者がカリスマ的影響を及ぼす広域の人的ネットワークがあった。ネットワークへの参加とその維持活動が、母親の孤立を緩和する魅力になっている。母親たちは、複数の居場所群をハブとするネットワークを維持するために、ピアケアの相談会を度々開催し、プレーパークの教条を学び合っている。

また、遊びの現場におけるプル要因の実装的側面として、子ども集団の形成が見られ、教条が要請する遊びが実現している。この実現は、職員の専門性だけでなく、森の空間構成や、道具、自然無生物、動植物の道徳的媒介によるところが大きい。焚火やアウトドア用品、樹木、川、砂浜は、集団と遊びを絶えず展開し、再編成している。

■結論

不登校児と保護者の「森の居場所」への移動には、様々なプル要因がある。それには、社会的要因だけでなく、森の事物の道徳的媒介が含まれる。既存の森林管理や農山村社会と異なる領域で、森の事物の道徳的媒介それ自体が、地域外の母子を誘引するという理解

は、森林活用や地域活性化に別の視点をもたらすだろう。

参考文献

フェルベークピーター=ポール, 2015. 技術の道徳化: 事物の道徳性を理解し設計する. 法政大学出版局.
南出吉祥, 2015. 「居場所づくり」実践の多様な展開とその特質. 社会文化研究 17, 69-90.

D-2 要旨【自由報告】

「自然相手」の炭鉱労働

清水拓（早稲田大学文学学術院）

本報告では、石炭産業において労働者と技術者が「自然」をどのように認識し、それにどのように向き合ってきたのか、ということについて検討したい。

石炭産業は資源収奪型産業であり、その生産過程は、地下に賦存する石炭を採掘し、地上に運び出し、品質ごとに選別し、需要地に届けることで成立する。報告者は、その生産過程の出発点にあたる採炭現場における労働者の技能や、労働態様、職場集団の自律性などの研究に取り組んできた。フィールドワークを通じて、技術資料、経営・労組資料、関係者の回顧録の渉猟、関係者への聞き取り調査、現役炭鉱の入坑見学などをおこない、記述・分析のための材料を集めてきた。

そのなかで、現場経験を有する労働者や技術者が、たびたび「自然相手の仕事だ」や「自然条件に左右される」といった類の言葉を用いて、その生産職場の特徴を語る（cf. 島西・清水編 2018）。また、当時の文献にも同様の表現による記載がみられる（cf. 福士 1951: 1; 石炭技術研究所／資源・素材学会 1992: 1）。従来、社会科学において産業技術と労働のかかわりを研究する場合、機械装置と人間の関係をみるが多かった。たとえば、技術の進展により、労働者の熟練が装置に物象化され、労働者は疎外される、という議論がその典型である。しかし、前述の炭鉱の職場の特徴に関する証言は、その装置と人間という二者関係に、自然という項目を付け加える必要を示唆するものであった。

石炭産業に限らず、製造業や重化学工業も含めた工業全般において、そこでの労働における自然認識の重要性を論じた研究者が、中岡哲郎である。中岡は『工場の哲学』において、産業技術の発展が、人間が自然に対して働きかけるという労働の原初的な形態から、次第に人間と自然との間に道具や協業が介在するようになり、人間が自然から徐々に遠ざかっていくような過程として説明されることを前提に、「労働は自然－装置－人間の三者の関係として、人間の装置をとおしての自然への対象的活動として成立することを、何度でもくりかえして強調する必要がある」（中岡 1971: 105）と指摘した。中岡のいう自然は、具体的には、クレーンの力学的な動作や、溶解槽内部での化学反応、機械加工における材料切削などを指し、その「装置をとおしての労働者の自然認識」こそが労働者の熟練であると論じていた（中岡 1971: 105-6）。

他方で、石炭産業は、自然に賦存する資源を採取する産業であり、自然への働きかけから離れることはない。炭鉱の坑内で働く人びとにとって、自然は、第一義的には採取対象の石炭であり、それと同時に彼らを取りまく環境でもあった。それでは、炭鉱の生産職場における自然は、具体的に彼らの前にどのように立ち現れてきたのだろうか。そしてそれをどう乗り越えようとしてきたのか、あるいはどう付き合っていこうとしたのだろうか。

前者の生産職場における自然の立ち現れ方については、今後、採鉱学・資源工学の学術書や鉱山保安関係の国家資格・法定資格のテキストを渉猟し、生産職場に影響を及ぼす現象について整理しつつ、インタビュー調査や証言集・回顧録などの収集によって、技術者・労働者が具体的にどのような事態に直面していたのかについて明らかにしたい。

後者の対処の仕方については、研究開発という手段によって自然と対峙した技術者と、

現場で生じる具体的な事象に仲間とともに対処しながら技能を磨いていった労働者とで、それぞれ異なる経験を有するため、両者をそれぞれ個別のケーススタディを通じて検討する。

まず、技術者による実践として取り上げたいのは、1960年代の太平洋炭砒における自走支保の研究開発のケースである。長壁式採炭現場における地圧現象と採掘跡の岩盤挙動を、様々な測定データから推定し、それに対応可能な自走支保の研究開発をおこない、実用化した。それは、安全性、合理性、経済性という三大目標を据えた資源工学による成果である (Shimanishi et al. 2023)。

つぎに、労働者による実践としては、1990年代の採炭現場のケースに着目したい。装置化の進展によって、装置操作に関する技能が前景化しながらも、他方では、圧倒的な自然との一時的な均衡のなかで装置を順調に作動させるために、重筋的作業にもとづいた手工的な技能と、自然の微細な変化に対する固有の感度である「山を見る」という技能の必要性も維持された。くわえて、採炭現場に立ち現れる自然は、労働者個人の技能のみならず、職場集団の自律性にも作用していた (清水 2022)。

これまで戦後日本石炭産業史は、戦後初期の傾斜生産方式と朝鮮特需によって隆盛を迎え、その後すぐにエネルギー革命が進展し、高度経済成長期までは石油と競合したが、石油危機以降は安価な海外炭との熾烈な価格競争に晒されることとなり、そしてそれに敗れ、衰退していった歴史として理解されてきたといつてよい。本報告を通じて、その正確な経済史的理解に対して、石炭産業史を圧倒的な「自然」と対峙してきた歴史として整理しなおし、石炭生産の現場にかかわっていた労働者・技術者の職場史を描出するための足掛かりを得たい。

参考文献

- 福士敏光, 1951, 『炭鑛労働概説』一橋書房。
中岡哲郎, 1971, 『工場の哲学——組織と人間』平凡社。
石炭技術研究所／資源・素材学会, 1992, 『炭鉱保安技術要覧 第9編 保安技術管理』。
島西智輝・清水拓, 2018, 『炭鉱技術者・オーラル・ヒストリー』産炭地研究会。
Shimanishi, Tomoki, Taku Shimizu, Naoko Shimazaki, Ken Takahashi and Shigeo Nakajima, 2023, “The Japanese Coal Mining Industry Reconsidered: From Mechanized Longwall Mining to Carbon Dioxide Capture and Storage,” Yongseung Yun ed., Recent Advances for Coal Energy in the 21st Century, London: IntechOpen, 23-42. (Retrieved June 25, 2023, <https://www.intechopen.com/online-first/87258>).
清水拓, 2022, 「日本石炭産業の技術的到達点における生産職場の研究——1990年代の太平洋炭砒の採炭現場を事例として」早稲田大学大学院文学研究科博士論文。

【付記】本報告は、JSPS 科研費 23K12607「戦後日本石炭産業における採炭技術の複線的発展と生産職場の多様化に関する研究」、および早稲田大学特定課題研究助成費 2025C-336「石炭産業の生産職場における『自然』に関する研究」による成果の一部である。

D-3 要旨【実践報告】

古木の残存から保存への認識の転換と管理方法の模索

—大学敷地のシンボルツリーをめぐる—

岩松文代（北九州市立大学）

1. 研究の背景と目的

都市施設に植栽された街路樹などの樹木には、将来の成長への見通しが不足したまま狭い場所に植栽され、強い剪定が繰り返されるなどにより、近年、樹勢を弱めているものが見受けられ、樹木にとって過酷な植栽条件や腐食の被害によって、倒木する例もみられている。腐食した古木を伐採するか、支柱や柵を作って残すかという判断には、管理者のみならず、その樹木の価値をめぐる関係する多様な人々の意思を考慮することも求められている。

創立 80 周年を迎えている北九州市立大学北方キャンパスの敷地でも、限られた敷地のなかに巨樹に生長した樹木が豊富になった。樹木の管理計画の作成は今後の課題であるが、古木の安全な維持管理の面からも早い立案が望ましいと考えられる。

報告者は、これまで同大学キャンパスの樹木について、巨樹・老樹になった樹木群の有する空間構成の特徴と、それらに対する大学関係者の心情の関連性について、ヒアリングおよび 20 年来の本学学生の景観認識（大学敷地のイメージマップ調査結果の経緯など）も参照しつつ、生物として変化していく樹木のなす空間と日常的に関わる人々の認識について考察を行い、本学敷地の樹木に対する視点場のあり方、および樹木の形状、大きさと空間の物理的な関わりが要因にあることと、経年変化の重要性を指摘した（岩松 2025）。

それを受けて本研究では、同大学キャンパスの敷地内で景観的にシンボルツリーの条件に最もあてはまる樹木のひとつと考えられた 1 本のヤマモモを研究対象として、この樹木が、「残存してきた」という位置付けから、「保存する」対象になるのかどうか、という変化の分岐点にある現在をとらえ、当該樹木に対する関係者の意識を聞き取る社会的、実践的な経験をふまえて、シンボルツリーの条件の解明と、保存の実践に向けた手入れ・管理方策のあり方を模索することを研究目的とする。

2. 結果と考察

当該ヤマモモは敷地中央部にある孤立木で、20 年ほど前は近くの樹木と比較すると低く、樹冠がしっかりしていながらも中木程度であった。その後、樹冠を密に大きく広げていき、濃い緑色や丸い樹冠の特徴がさらに明瞭になるとともに、学生達から「ブロッコリー」の愛称で親しまれるようになってきた。それでも巨樹といえるほどではないが、生育する立地は視点場を豊かに有し、各方面から写真を撮れば絵になり、存在感を増してきた。歴史的には複数の関係主体が、この実を飲食に用いていたという。関係主体が大切にしている木という意味付けは、かつては言語化されなくとも意識下には一定程度あったと思われる。

このヤマモモは、もともとシンボルツリーなどとして植樹されたのではなく、一本が残存して古木になったものである。現代の人々からみれば「そこにある」樹木、「生育している」樹木といった、樹木を主語とした自動詞で表現される存在といえよう。一方で、何かのために「植えた」、誰かに「植えられた」といった由来が明らかになったり、何らかの対

応策によって「残した」、「残されてきた」ことがわかるなど、樹木と人との関わりが説明できるときに他動詞で表現されることが多くなると考えられる。

2024 年、基礎的な樹木診断によって、複数からなる幹のうち一部の幹に劣化が指摘されたため、落枝や倒木から人々を守るために周囲に簡易柵が設置された。これを機に、ヤマモモを「伐採する」のか、ヤマモモは「伐採される」のか、それと同時に、「残す」のか、「保存する」のか、という関わり方の視点が現れたところである。簡易柵が設置された現在、ヤマモモは自主的に「ある」、「存在する」だけの状況とは言い切れなくなった。

とはいえ、ヤマモモの行方に対する関心や懸念となれば、大学敷地の関係者の一部にとどまる可能性もあり、こうした認識の転換が、多くの主体においてなされたとはいいがたい。今後の手入れなどの管理方策の決定や実施については、合意形成の主体および方法もまた検討する必要がある。先にのべた関心度合いの差によって、価値認識そのものに差異があることから、現在の敷地利用主体による多数決といった方法による管理方策の決定は馴染まないと考えられる。さらに、小中高の教育施設と比較して、大学の敷地内へのアクセスは現実的には閉鎖的でありにくく、関係主体は多様になっている傾向もうかがえる。

学内外の多様な属性の関係主体を想定すれば、現在の簡易柵を、今後は案内板や暗に接近を回避するデザインの柵などにするよりも、明らかな固定柵の設置が万全な方策となるだろう。今後ヤマモモを保存するためには、触れる対象から見る対象へと変化することになるが、明らかな柵の設置によって、利用できる親しみのある樹木からは景観的にも遠ざかる。

さらに支柱の設置によって、他の樹木とは位置付けが異なり、あえて保存されている重要な樹木という位置付けになるだろう。その段階へと変化させるには、どのような理由や物語が、誰によって説明されうるのだろうか。他の大学の例をみると、京都大学の正門前のクスノキや東京大学駒場キャンパスの正門前のシラカシなど、これらはともに大きな丸い樹冠が、時計台のある建物の前面に重なり、大学の顔になる場所に位置する明らかなシンボルツリーであり、かつ、歴代、大学の歴史を物語る象徴的な樹木として保存されている。

一方、本学のヤマモモの配置場所や植栽条件は樹木を中心に設計されたものではなく、シンボルツリーとするには最適な環境とはいえないだろう。最も特徴を示す唯一無二という要素を失ってまでも、この機会に、「伐採して」その場所で新しいヤマモモに「植え替える」ならば、その場所とこの樹種を新たなシンボルツリーの条件とする意義はどのように醸成されるのだろうか。ヤマモモの管理方策の決定には、大学敷地で保存されるべき古木の条件と、古木への新たな価値付けの両面からの模索が必要であろう。

謝辞

本研究は、2024 年度北九州市立大学特別研究推進費の助成を受けています。ヤマモモの保全や大学樹木に対する定期的な話し合いイベントの運営や議論に研究補助として協力していただいた北九州市立大学地域共生教育センター森京花特任教員（2024 年度は本学大学院社会システム研究科地域コミュニティ専攻 2 年生）にお礼申し上げます。

文献

岩松文代（2025）「巨樹・老樹のある空間構成と景観認識－日常生活圏での「古木化」と心情のつながり－」、第 37 回日本比較文化学会九州支部大会、SAWARAPIA（福岡市）2025 年 2 月 15 日

D-4 要旨【自由報告】

被爆樹木は語ることができるか —沈黙と分有の記憶論に向けて—

藤井紘司（千葉商科大学）

研究の背景

いま、被爆都市である広島と長崎において被爆樹木の保全活動が活発化している。被爆者の高齢化によって記憶の継承が危ぶまれるなか、被爆者より長生きするであろう被爆樹木という存在が浮かび上がってきたからである。こうした人間のみならず樹木も被爆・損傷してきたという視点は、「人の命にしては余りにも儚い死の風景」（長田編 1951: 300）が広がった被爆都市において長い間、前景化することが難しいテーマであった。被爆者が減少するなか生きた原爆遺産として注目を浴び始めた被爆樹木に、爆心地側に傾いていくことや重力屈性のゆがみなどの特徴的な性質があることがわかってきたのも比較的近年のことである。灰燼に帰した被爆都市においてサバイブした樹木は、被爆をしたという事実をその形に密かに刻んできたのである。

あらためて原爆手記や証言フィルムに目を通してみると、人の傍らに樹木が多く存在してきたことに気づく。必死に逃げ惑いながら倒れこんだ木の下で、目の前に広がる光景の筆舌に尽くしがたいありように衝撃を受ける、といった語りはもとより、ヤナギの根本に寄りかかり死んでいる母と泣く乳飲み子といった「原爆の絵」など、個々の被爆体験と結びついたさまざまな樹木が存在している。その一方で「75 年間は草木も生えぬ」と言われた被爆都市において、被爆樹木や草木が新たな芽吹きを見せたことに未来に対するかすかな希望を感じ取ったという証言も少なくない。被爆した唯一の生き残りとなるであろう生きものが根づく場は、人々との絡まりあいのなかで固有のトポスをなしている。しかしながら、管見の限り、この被爆した生きものと人々との具体的なつながりとその変遷を明らかにする研究は限られている。

研究の目的

そこで、本発表では、長崎のフィールド調査において得られたデータをもとに、被爆樹木と人々との絡まりあいを浮かび上げらせつつ、生きものを含む場がどのような性質をもった「記憶の場」を創り出してきたのかを明らかにしていく。

研究の方法

長崎において樹木を含む被爆建造物等のリストのさがけとなった『被爆建造物等の記録』（1996）などをもとに、39 の被爆樹木の悉皆調査を実施した。これらの樹木の現状把握をしつつ、可能な場合は被爆者を含む所有者や関係者にヒヤリングをした。また、行政施策の変遷を追うために、長崎市原爆被爆対策部被爆継承課の担当者に半構造化インタビュー調査を実施し、「長崎クスノキプロジェクト」などの行政主導のプロジェクト内容を把握した。これらの作業と同時に、原爆手記や体験記などの資料を重ね合わせることで研究対象をしぼっていった。

本発表では、これらの被爆樹木のうち川平町 T 宅のカキノキ（⑳）や千歳町の A 宅の A

ラカシ（③⑥）などの事例を取り上げながら、被爆樹木と被爆者との特殊な結びつきをあきらかにしていく。生きものを含む場がどのような性質をもった「記憶の場」を創り出してきたのか。また、語らない他者とどう共に記憶を生きるのか、検討していく。

参考文献

長田新編（1951）『原爆の子：廣島の少年少女のうったえ』岩波書店

森永育男（1996）『被爆建造物等の記録：長崎被爆 50 周年事業』長崎市

謝辞

本研究は、旭硝子財団のサステイナブルな未来への研究助成（提案研究コース）を受けたものである。

シンポジウム・企画 要旨

環境社会学の課題と展望

－『環境社会学事典』『シリーズ 環境社会学講座』刊行を契機として－

〔企画趣旨〕

このシンポジウムの目的は、『環境社会学事典』（丸善 2023 年）、『シリーズ 環境社会学講座』（新泉社 2023～2025 年）を手掛かりとして、今後の環境社会学の展開に向けた可能性と課題を検討することである。両書の内容を合評会形式で吟味することよりも、これからの環境社会学の方向性についてともに考えることを目指している。

両書は、『講座環境社会学』（有斐閣）と『シリーズ環境社会学』（新曜社）から 20 年ぶりの大規模な出版事業と位置づけられる。現実の環境状況に関して、この 20 年間における社会変化を見てみると、解決・改善された部分もある一方で、困難を増した課題や新たに生じた問題がそれ以上に多い。現実の地域生活やフィールドを重視し、解決を志向する環境社会学の重要性が高まっているともいえる。

では、そこで求められているものは何だろうか。また、そのために、どのようなアプローチや考察の工夫や変化が可能なのだろうか。もちろん、環境社会学の諸研究はこうした問いに直面し続けてきたわけだが、その多くは、具体的な課題に対して個別に行なわれてきた。重要な理論的展開もあるものの、広い領域にわたる研究を総合的に考察する機会はそれほど多くなかった。両書の刊行は、その貴重な機会を提供してくれるものとも言える。

その成果の今後に向けて多様に活用していくために、このシンポジウムではやや多めの方に登壇いただき、従来の研究報告とは少し異なる報告をお願いしている。

<第 1 部>では、『環境社会学事典』の編集や構成にかかわった 4 名の方に、その担当に関連するテーマとあわせて依頼した。それにたいして、<第 2 部>では、『環境社会学講座』の執筆者であるかどうかを問わず、中堅的な世代にあたる方 4 名に、この講座の一部に触れつつも、それにとらわれずに提起いただきたいという共通のお願いをした。

こうした違いはあるものの、シンポジウムとしては、<第 1 部>と<第 2 部>は連続するものとしてとらえている。「事典」と「講座」で出版物としての性格が異なることは言うまでもないが、いずれも環境社会学の学術的な深まりと、現実社会とかわる射程の拡がり示すものである。この深まりと拡がり緊張感をはらみつつも連動する一面をもつことはどの学問分野にも共通するが、環境社会学ではその関係がより重視されてきた。各報告では、両書を手がかりに、さらなる深化や拡張に向けた提起をしていただく。

<第 3 部>は、これらの提起を受けた話し合いの場である。8 本の報告を受けて、まず

は「事典」と「講座」の編集代表各 1 名から発言していただき、さらに、8 名の報告者からも、そのリプライにとどまらず、全報告を踏まえての意見を述べていただく。その後は、フロアの方がたを含めて全体での意見交換を重ねていきたい。シンポジウム全体としては、共通見解などを求めるものではなく、その場にいる多くの方が今後の展開についてさまざまな課題を発見でき、次の 10 年、20 年に向けた多様な活動を開始するのに寄与できることを期待している。

(文責：研究活動委員会)

<第 1 部・報告> 【司会】朝井志歩（愛媛大学）

浜本篤史（早稲田大学）

「『環境社会学事典』の編集過程と狙い」

堀川三郎（法政大学）

「知の構造変化と日本の環境社会学の国際化—『環境社会学事典』編集経験からの省察」
足立重和（追手門学院大学）

「今の環境社会学は新たなことばを紡げているか」

立石裕二（関西学院大学）

「『環境』のメインストリーム化と情報化」

<第 2 部・報告> 【司会】朝井志歩（愛媛大学）

清水万由子（龍谷大学）

「被害からの修復・再生に求められる協働とは何か」

大門信也（関西大学）

「社会学教育の現場からみた『シリーズ環境社会学講座』」
山下博美（立命館アジア太平洋大学）

「『環境社会学者になるには』を語る講座本」

梶本歩美（国際教養大学）

「環境社会学の中心と周縁」

(休憩)

<第 3 部・討論>

【討論者】	井上真（早稲田大学）
	宮内泰介（北海道大学）
	第 1 部・第 2 部の報告者
【司会】	関礼子（立教大学）

災後の『住まう』を考える —津波被災地域の現在から—

企画者：青木聡子（東北大学）・高崎優子（北海道教育大学）

〔企画趣旨〕

環境社会学は、自然環境を媒介にした人びとの関係性や、自然環境と人間社会との相互作用を明らかにすることを主要な課題としてきた。2011 年の東日本大震災を契機に発足した震災・原発事故特別委員会は、自然環境による厄災（自然災害）に加えて原発事故という人為的厄災や、それらからの復興過程に焦点を定め、上記の環境社会学の主題に取り組んできた。具体的には、津波や原発事故による被害、およびそれに続く復興施策が地域社会や人びとの生活にいかなる影響をもたらしたのか、また、人びとはそれらの影響といかに向き合ってきたのかを掘り下げて検討する企画を重ねてきた。

なかでも今期は、人びとの生活の根幹をなす「住む」こと、「住まう」ことに焦点を定めた。人びとは多かれ少なかれ土地への働きかけをおこないながらその地に住まってきたが、自然災害や人為的な事故により被害を受けた地域では、それまでの「住む」ことや「住まう」ことが、突如、かつ、強制的に断ち切られることとなる。その結果、人びとは差し当たっての住みかたや新たな住まいかたの選択を迫られる。しかもその選択は、そもそも選択肢が限られているうえ、時間的、空間的、そして社会的な制約を受ける。多くの場合、選択肢を提供するのは行政であり、それゆえ国および地方自治体レベルでの復興施策が人びとの新たな住まいかたを左右する。東日本大震災の被災地域でも、地域の文脈が丁寧に考慮され、住民の意思が十分に汲み取られ、人びとの望むかたちで新たな住まいかたが可能となった場合もあれば、逆に、人びとに新たな苦難を背負わせかねない「復興災害」とも言うべき事態も発生している。では、そうした復興災害はどうすれば避けられたのだろうか。復興災害に見舞われた人びとを、社会はどのように支援しうるのだろうか。

こうした問題意識に基づき本企画では、発災から 15 年目を迎え、新しい住まいかたが一見定着したように見える、東日本大震災の津波被災地域に焦点を定める。被災に加え、その後の復興施策が人びとから従来の住まいかたを奪った現実に着目し、現地では住まいかたの模索が今なお続く実態を明らかにするとともに、どのような対応が望ましかったのか、今後どのような支援が可能であるかを検討したい。具体的には、第一報告で宮城県・石巻市を、第二報告で宮城県・山元町の事例をとりあげ、それぞれの「復興まちづくり」のもとで人びとが「住まう」ことをどのように模索してきたのか、その過程と現時点での

模索の帰結を検証する。次に、それらの報告を受けて、コメンテーターからは能登半島地震被災地域の復興の現状や展望も視野に入れたコメントをいただく。さらに、その後のディスカッションを通じて、自然災害との向き合い方について議論を深めていきたい。

(文責：青木聡子)

- 趣旨説明 高崎優子（北海道教育大学）
- 第 1 報告 平川全機（北海道大学）
「住宅再建をめぐる制度と選択は何をもたらしたか―宮城県石巻市北上町の 14 年―」
- 第 2 報告 青木聡子（東北大学）
「復興構想から外れるという『被災』―宮城県・山元町のコンパクトシティ化と沿岸地域―」
(休憩)
- コメント 菊地直樹（金沢大学）
- 討論 司会：高崎優子

[第1報告]

住宅再建をめぐる制度と選択は何をもたらしたか
―宮城県石巻市北上町の14年―

平川全機（北海道大学）

宮城県石巻市北上町では、東日本大震災の津波によって多くの家屋が流失し、住宅再建が課題となった。復興施策として、浸水した既存の集落を災害危険区域に指定し、住宅建築を制限した上で、防災集団移転促進事業を実施するというスキームが用いられた。災害危険区域指定以前に自宅を修繕し、住み直すという選択をしていた住民は、この復興スキームから外れ、翻弄されることになった。本報告では、現在も災害危険区域内に住み続ける住民の選択に焦点を当て、制度がもたらす困難さについて検討する。また、高台移転においては、既存の集落を維持した移転先のほか、集落再編をとまなう大規模な移転先も整備された。各々に固有性を持つ集落の再編が可能となった経緯を明らかにするとともに、北上における「コンパクトシティ化」が人びとの暮らしにもたらしている影響について検討し、津波被災地で「住まう」ことの現在を確認する。

[第2報告]

復興構想から外れるという「被災」

—宮城県・山元町のコンパクトシティ化と沿岸地域—

青木聡子（東北大学）

宮城県・山元町では、東日本大震災被災直後から復興施策として「コンパクトシティ構想」が掲げられ、町長の強い主導のもと、内陸の新市街地への居住地の集約が進められた。この構想の柱として、常磐線の内陸移設と並んでおこなわれたのが、沿岸地域の広範な災害危険区域設定である。本報告では、この災害危険区域から僅かに外れたがゆえに、結果として沿岸地域に「取り残された」かたちとなった人びとに着目する。「コンパクト」から零れ落ちた人びとが行政の不作为によって困難な状況に置かれている実態と、そのなかで続けられてきた模索を踏まえて、被災の再帰性（復興施策による新たな「被災」）の問題や、「効率の悪い」住まいかたも含めた多様な住まいかたの包摂の可能性を検討したい。